

令和5年8月4日執行

## 令和5年度監査・決算審査調書

健康福祉部  
(生活衛生局)



# 生活衛生局 目次

	頁
事務事業の概要 (□□□□□□) .....	1
I 衛生課 .....	2
II 薬事課 .....	3 6
事業の根拠法令調 (□□□□□□) .....	6 1
職員配置調 (□□□□□) .....	6 4
県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調 (□□□□□□) .....	6 5
預金調 (□□□□□□) .....	6 6
郵券等受払調 (□□□□□□) .....	6 6
委託料等歳出予算執行状況節別集計表 (□□□□□□□) .....	6 7
委託料に関する調 (□□□□□□) .....	6 8
補助金支出調 (□□□□□□) .....	7 2
負担金支出調 (□□□□□□) .....	7 4
建設工事調 (□□□□□□) .....	7 6
公有財産調 (□□□□□□) .....	7 8
出資金調 (□□□□□□) .....	7 8
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調 (□□□□□□□) .....	7 9
備品・図書調 (□□□□□□) .....	8 0
主要備品調 (□□□□□□□□) .....	8 1
公務中の事故等に関する調 (□□□□□□) .....	8 2
工事中の事故に関する調 (□□□□□□) .....	8 3

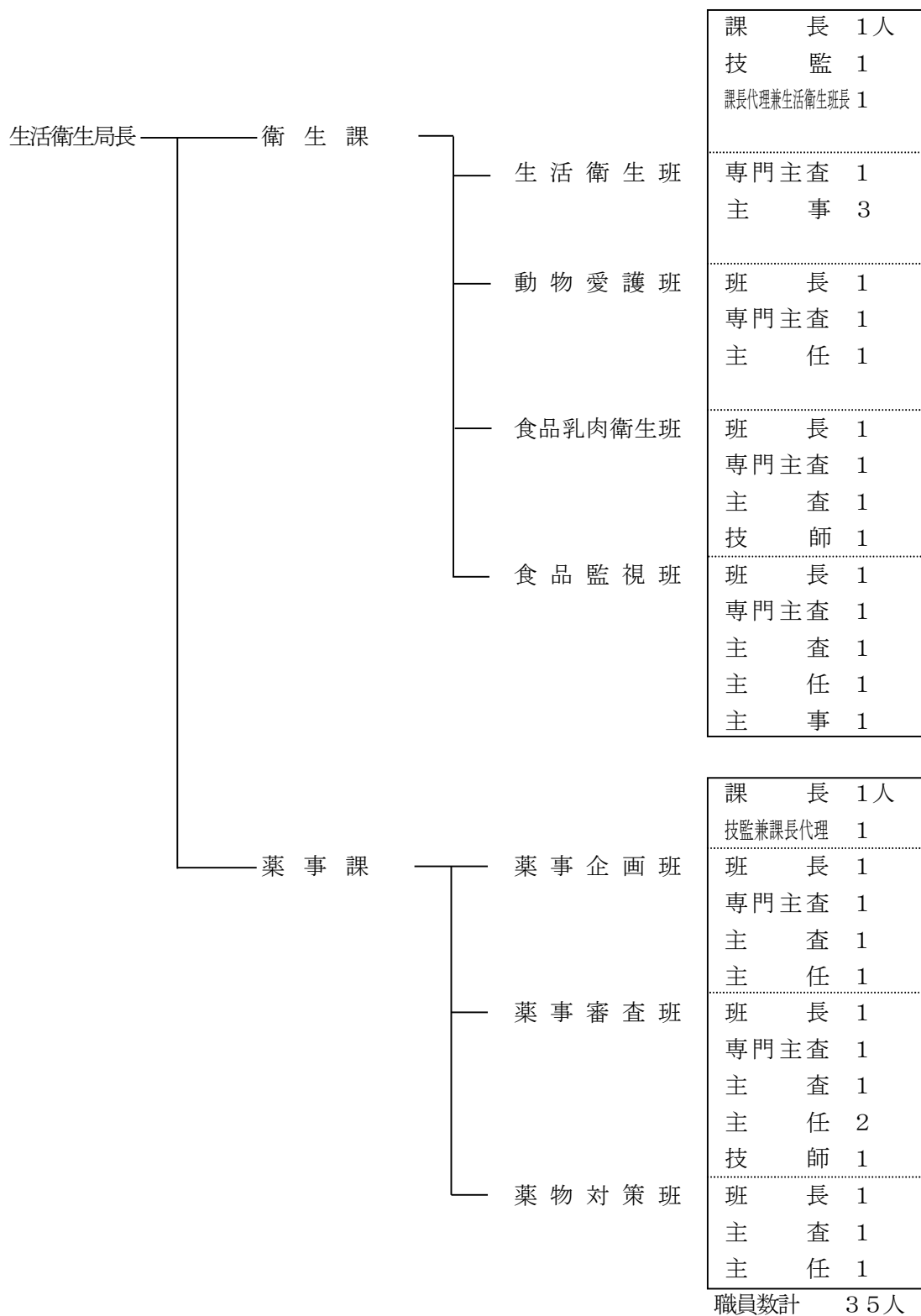


# 事務事業の概要

## 【生活衛生局】

<組織図>

(令和5年4月1日現在)



(その他会計年度任用職員等)

職名	人数
会計年度任用職員	2
臨時的任用職員	0

# I 衛生課

## 1 施策の体系（新ビジョン）

### 政策の柱…安全な生活の確保と交通安全の推進

目 標…県民の安全・安心な生活を守るため、様々な犯罪や交通事故、消費者被害、健康被害を防止、減少させる。

#### 施 策 安全な消費生活の推進

取 組 食の安全の確保

#### 施 策 健康危機対策

取 組 生活衛生の推進

### 政策の柱…魅力的な生活空間の創出

目 標…豊かな暮らしや多彩なライフスタイルを実現できる環境を整備する。

#### 施 策 豊かな暮らし空間の実現

取 組 動物愛護の推進

## 2 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

### (1) 食の安全の確保

ア 食の安全・安心向上事業費	30,779,518 円	一部国 10/10
	(委託料 239,250 円)	
食中毒等防止対策事業費	14,842,871 円	一部国 10/10
	(委託料 568,910 円)	
食品表示適正化・活用普及事業費	923,760 円	国 10/10
	(委託料 891,000 円)	

#### (ア) 食の安全・安心の推進

総合的な食品の安全確保を図るため、「しずおか食の安全推進委員会」が策定した「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）」に基づき、関係部局と連携して、食の安全・安心に関する各種事業に取り組んだ。

特に、食の安全に対する県民の信頼を高めるために、食品の検査や監視指導の結果等をホームページ等に公表するほか、消費者団体等との意見交換会やタウンミーティングを開催した。

また、食品表示の適正化を推進するために、くらし・環境部、経済産業部及び市と合同で、食品表示合同監視指導を実施した。

さらに、一般消費者を対象に、食品販売店舗に設置した食品安全情報掲示板（ちゃっぴーの食品安全インフォメーション掲示板）やチラシを通じ、食品の安全・安心に関する情報を適時、適切に提供した。

業務実績		H30	R元	R2	R3	R4
食品検査の合格等安全情報提供		37回	36回	38回	43回	37回
タウンミーティング等の開催		11回	12回	11回	12回	11回
食品表示合同監視件数		101件	100件	100件	101件	102件
ちゃっぴーの食品安全 インフォメーション事 業における情報の提供	提 供 回 数	24回	24回	24回	24回	24回
	提供先件数	722件	725件	728件	729件	729件

<その他の実績>

令和4年度しずおか食の安全推進委員会

- ・開催回数：幹事会2回
- ・しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）の進行状況等

令和4年度食品安全出前講座

- ・開催回数：19回
- ・食品の安全に関する正しい知識を消費者に提供するための講座の開催

令和4年度「食の総合相談窓口」における相談

- ・処理件数：31,248件
- ・保健所等に設置している相談窓口による対応

(イ) 食品営業許認可

食品衛生法等の一部を改正する法律が平成30年6月13日に公布され、令和3年6月1日に完全施行された。この改正により、食品営業許可業種が見直され、34業種から32業種に再編されるとともに、新たに営業届出制度が創設された。改正後の新食品衛生法に基づく営業許可等の申請に係る調査・審査・許可等の事務を適正に処理した。

また、食品営業許可は、全保健所において電算処理し、許可事務を効率的に行っている。

なお、静岡県魚介類等行商取締条例に基づく「行商」の許可は、新食品衛生法に基づく届出業種に移行したため、令和3年6月に条例を廃止した。

<食品営業関係許可件数（保健所別）>

新食品衛生法に基づく許可件数

(単位：件)

保健所	許可件数		保健所	許可件数	
	新規	継続		新規	継続
賀 茂	486	0	富 士	1,122	0
熱 海	697	0	中 部	1,175	0
東 部	1,496	0	西 部	1,219	0
御 殿 場	410	0	合 計	6,605	0

<食品営業関係許可件数（業種別）>

新食品衛生法に基づく許可件数

（単位：件）

業 種	許 可 件 数		業 種	許 可 件 数	
	新 規	継 続		新 規	継 続
飲食店営業	5,205	0	液卵製造業	1	0
調理機能を有する自動販売機*	54	0	食用油脂製造業	9	0
食肉販売業	82	0	みそ又はしょうゆ製造業	20	0
魚介類販売業	128	0	酒類製造業	16	0
魚介類競り売り営業	8	0	豆腐製造業	11	0
集乳業	1	0	納豆製造業	1	0
乳処理業	5	0	麺類製造業	27	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	そうざい製造業	256	0
食肉処理業	17	0	複合型そうざい製造業	3	0
食品の放射線照射業	0	0	冷凍食品製造業	7	0
菓子製造業	509	0	複合型冷凍食品製造業	2	0
アイスクリーム類製造業	11	0	漬物製造業	32	0
乳製品製造業	8	0	密封包装食品製造業	19	0
清涼飲料水製造業	22	0	食品の小分け業	11	0
食肉製品製造業	14	0	添加物製造業	10	0
水産製品製造業	113	0	計	6,605	0
冰雪製造業	3	0			

\*調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

(ウ) 監視・収去と食中毒防止対策の推進

食中毒の発生病数は7件、患者数は159人であり、前年度の5件、31人に比べて、発生病数は2件増加し、患者数は128人増加した。

食中毒の防止対策としては、「集団給食施設及び大量調理施設の一斉監視指導」、「夏期食品の一斉取締り」、「食品、添加物等の年末一斉取締り」、「食中毒防止月間における注意喚起」、「食中毒警報の発表」、「食中毒防止対策専門委員会の開催」、等の事業を実施した。例年、ノロウイルス食中毒が流行する11月から1月までをノロウイルス食中毒防止対策重点期間とし、手洗いチェッカー等を使った手洗い指導を中心とした監視指導や、吐物処理の実演を取り入れた講習会を実施した。

また、高温が継続した夏期には、食中毒警報（細菌性食中毒）を発表し、県民に対して食中毒防止の注意喚起に努めた。

a 監視指導事業

令和4年度静岡県食品衛生監視指導計画に基づき、41,851施設（静岡市及び浜松市を除く）に対して、衛生管理や適正表示の指導等、重点的かつ効果的な監視指導を実施するとともに、製造、加工技術の高度化や国際化に対応した科学的監視指導を推進し、食品の安全確保に努めた。

業務実績	H30	R元	R2	R3	R4
食品衛生監視率※ （営業許可を要する施設）	100%	100%	100%	100%	100%

※食品衛生監視率：前年度の施設数に当該年度の「静岡県食品衛生監視指導計画」に基づく監視回数に乗じた件数に対する監視実施件数の割合



b 食品等の収去検査事業

食品等による事故を未然に防止するため、製造・加工段階及び流通段階における食品、添加物及び容器包装等の収去検査を計画的及び緊急的に実施し、違反食品の排除に努めた。

(単位：検体)

業務実績	H30	R元	R2	R3	R4
収去検査検体数	4,009	4,034	3,654	4,055	4,080

c 輸入食品安全対策事業

輸入食品が増加する中で、県内に流通する輸入食品の収去検査を実施し、違反食品の排除に努めた。

<輸入食品の検査状況>

(単位：検体、項目、件)

検査分類	検査食品	検体数	項目数	違反件数
抗菌性物質	食肉	15	1,117	0
残留農薬	農産品	30	6,455	0
カビ毒	ナッツ・香辛料等	8	8	0
遺伝子組換え食品	大豆、トウモロコシ等	60	60	0
一般輸入食品	菓子類・清涼飲料水等	809	2,279	3
合計		922	9,919	3

d 食品の放射性物質汚染対策

県内産農畜水産物及び県内流通食品の合計210検体について放射性物質検査を実施したところ、野生きのこ1検体が一般食品の基準値を超えた。富士山周辺地域の4市1町（御殿場市、小山町、裾野市、富士市、富士宮市）に生育している「野生きのこ」については、引き続き原子力災害対策本部の指示により野生きのこの出荷制限を要請し、流通の防止を図った。

(単位：検体)

食品の分類	検体数	基準超過検体数
県内産農畜水産物（野生きのこ、原木しいたけ等）	60	1
県内流通食品	150	0
合計	210	1

e 適正表示推進

「食品表示法」、「米トレーサビリティ法」等を遵守した適正な表示を推進するため、他部局と連携し、指導等を効果的に行うとともに、表示制度の周知を図った。

なお、令和4年度は「食品表示法」等に基づく指示等の重大な措置はなかった。

(単位：件)

食品表示法等に基づく措置件数	措置内容			
	指導	指示・公表	回収等命令	業務停止命令
186	0	0	0	0

f 食の都ブランド適正表示マーク制度の推進

食品関連事業所に食品表示責任者の設置を推進するとともに、食品表示が適正であることを示す「食の都ブランド適正表示マーク」を普及することにより、食品表示の適正化を図った。

業務実績	累計件数
「食の都ブランド適正表示マーク」使用店舗	1,002 件

g 食品表示適正化・活用普及事業

食品関連事業者が原料原産地表示制度等新しい表示に対応できるよう支援するため、講習会の開催を通じて適正表示を推進した。

また、栄養成分表示を中心に新しい食品表示制度を普及するためのリーフレットを 5,000 部作成し、県民の食品表示活用による健康づくりに関する講習会等で活用したほか、食品関連事業者向けに食品表示作成のための動画を作成した。

業務実績	開催回数	受講者
食品表示講習会の開催	3 回	216 人

(エ) 牛海綿状脳症（BSE）対策

「と畜場法」及び「牛海綿状脳症対策特別措置法」に基づき、牛の特定危険部位（全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髓及び脊柱）の除去・焼却を徹底し、食肉の安全確保に努めた。

なお、24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈する牛についてスクリーニング検査を実施することとしているが、令和 4 年度は対象として牛 1 頭の検査を実施し、陰性を確認した。

また、ホームページ等を活用し検査実績に関する情報提供を行い、BSE に対する県民の不安払拭に努めた。

(オ) 健康食品の安全確保

「食品表示法」及び「健康増進法」に基づき、関係業者に対して適切な栄養成分表示の指導及び健康保持増進効果に関する虚偽誇大広告の禁止に関する規定等について周知指導するとともに、消費者に対しては「食の総合相談窓口」を通じた相談に適切に対応するなど、健康被害の防止に努めた。

<健康食品相談受付状況>

(単位: 件)

業務実績	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
健康食品の苦情・相談受付件数	175	258	201	204	184

イ と畜・食鳥検査事業費

22,539,668円 県

(委託料 120,340円)

(ア) と畜・食鳥検査

a と畜検査

「と畜場法」に基づき、生体検査及び解体後検査を実施するとともに、必要に応じて精密検査を行い、食用不適なものについては、廃棄処分等適切な措置を講じて、食肉に起因する食中毒等の危害発生防止に努めた。

また、と畜場における衛生管理の指導を行うとともに、枝肉輸送車の一斉検査を実施し、枝肉の衛生確保を図った。

- ・と畜場名：小笠食肉センター(と畜場番号：静岡県 10)

b 食鳥検査

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、生体検査、脱羽後検査及び内臓摘出後検査を実施するとともに、必要に応じて精密検査を行い、食用不適なものについては廃棄処分等適切な措置を講じ、食鳥肉に起因する食中毒等の危害発生防止に努めた。

また、食鳥処理場における衛生管理の向上と食鳥肉の安全確保を図るため、食鳥処理場への立入検査を実施した。

- ・検査対象食鳥処理場名：米久おいしい鶏株式会社静岡事業所  
静岡県成鶏加工協同組合

(認定小規模食鳥処理場)

(令和5年3月31日現在)

区分	施設数	備考
生鳥処理施設	4	
食鳥と体処理施設	2	
計	6	

c 抗菌性物質等検査

食肉の抗生物質、合成抗菌剤及び残留農薬の検査を実施し、食品衛生法に違反する食肉が流通しないよう安全確保に努めた。

d 検査員の技術向上対策

と畜検査員及び食鳥検査員の検査技術の向上を図るため、研究機関への派遣や研修会を開催し、新しい知識・技術の習得に努めた。

□□□□□ □□

## 食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (新食品衛生法)

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	9,282	2,661.1	2,848	107.0	0	1	0	0	0	3	0	0	3,221
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	69	4.8	14	291.7	0	0	0	0	0	0	0	0	39
食肉販売業	173	182.0	224	123.1	0	0	0	0	0	0	0	0	46
魚介類販売業	260	148.0	183	123.6	0	0	0	0	0	0	0	0	64
魚介類競り売り営業	16	18.0	20	111.1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
集乳業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
乳処理業	6	2.0	9	450.0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	32	34.0	30	88.2	0	0	0	0	0	1	0	0	11
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	997	1,024.0	1,124	109.8	0	0	0	0	0	0	0	0	294
アイスクリーム類製造業	20	18.0	20	111.1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
乳製品製造業	13	10.0	14	140.0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
清涼飲料水製造業	29	16.0	18	112.5	0	0	0	0	0	0	0	0	11
食肉製品製造業	34	42.0	51	121.4	0	0	0	0	0	1	0	0	8
水産製品製造業	214	206.0	265	128.6	0	0	0	0	0	0	0	0	34
氷雪製造業	10	14.0	12	85.7	0	0	0	0	0	0	0	0	3
液卵製造業	3	4.0	5	125.0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
食用油脂製造業	19	20.0	20	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
みそ又はしょうゆ製造業	37	34.0	37	108.8	0	0	0	0	0	0	0	0	12
酒類製造業	30	28.0	33	117.9	0	0	0	0	0	0	0	0	5
豆腐製造業	18	14.0	14	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
納豆製造業	2	2.0	2	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
麺類製造業	57	60.0	69	115.0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
そうざい製造業	536	585.0	634	108.4	0	0	0	0	0	3	0	0	158
複合型そうざい製造業	13	20.0	29	145.0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
冷凍食品製造業	10	6.0	7	116.7	0	0	0	0	0	0	0	0	1
複合型冷凍食品製造業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
漬物製造業	47	30.0	47	156.7	0	0	0	0	0	0	0	0	21
密封包装食品製造業	25	14.0	20	142.9	0	0	0	0	0	0	0	0	4
食品の小分け業	16	14.0	17	121.4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
添加物製造業	23	26.0	25	96.2	0	0	0	0	0	0	0	0	8
計	11,994	5,236.9	5,792	110.6	0	1	0	0	0	8	0	0	4,001

許可を要する施設（旧食品衛生法）

（令和4年度）

（令和5年3月31日現在）

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
						営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
	飲食店営業	17,654	16,632.0	16,261	97.8	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	菓子製造業	2,123	4,157.5	4,029	96.9	0	0	0	0	0	4	0	0	0
	乳処理業	8	22.0	28	127.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	43	118.0	146	123.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	集乳業	1	4.0	4	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	魚介類販売業	716	992.0	1,270	128.0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	魚介類競り売り営業	12	38.0	50	131.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	魚肉練り製品製造業	36	102.0	137	134.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食品の冷凍又は冷蔵業	90	253.0	288	113.8	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	缶詰又は瓶詰食品製造業	30	98.0	105	107.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	喫茶店営業	348	256.0	359	140.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	あん類製造業	14	40.0	38	95.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アイスクリーム類製造業	27	75.0	83	110.7	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	乳類販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食肉処理業	89	208.0	219	105.3	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	食肉販売業	433	1,090.0	1,316	120.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食肉製品製造業	47	118.0	127	107.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳酸菌飲料製造業	1	6.0	6	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食用油脂製造業	21	58.0	65	112.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マーガリン又はショートニング製造業	1	2.0	2	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	みそ製造業	62	174.0	171	98.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	醤油製造業	14	32.0	34	106.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ソース類製造業	30	74.0	71	95.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	酒類製造業	39	97.0	96	99.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豆腐製造業	48	130.0	142	109.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	納豆製造業	3	8.0	8	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	めん類製造業	96	250.0	251	100.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そうざい製造業	661	1,603.0	1,717	107.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る）製造業	54	128.0	135	105.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	清涼飲料水製造業	61	156.0	165	105.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	氷雪製造業	13	34.0	38	111.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	氷雪販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	22,775	26,955.5	27,361	101.5	0	1	0	0	1	9	0	0	0
	魚介類等行商	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 届出を要する施設（新食品衛生法）

（令和4年度）  
（令和5年3月31日現在）

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	407	616.0	675	109.6	0	0	0	0	0
	食肉販売業（包装済みの食肉のみ販売）	791	1,212.0	1,126	92.9	0	0	0	0	0
	乳類販売業	1,645	1,249.5	1,450	116.0	0	0	0	0	0
	氷雪販売業	21	11.5	13	113.0	0	0	0	0	0
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	2,101	421.0	490	116.4	0	0	0	0	0
販売業	弁当販売業	89	35.5	48	135.2	0	0	0	0	0
	野菜果物販売業	498	204.0	326	159.8	0	0	0	0	0
	米穀類販売業	160	76.5	84	109.8	0	0	0	0	0
	通信販売・訪問販売による販売業	75	25.0	10	40.0	0	0	0	0	0
	コンビニエンスストア	718	266.5	283	106.2	0	0	0	0	0
	百貨店、総合スーパー	645	257.0	673	261.9	0	0	0	0	0
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	943	161.8	206	127.3	0	0	0	0	0
	その他の食料・飲料販売業	1,365	561.0	711	126.7	0	0	0	1	0
製造業・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	11	24.0	25	104.2	0	0	0	0	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	66	122.0	140	114.8	0	0	0	0	0
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	114	57.5	39	67.8	0	0	0	0	0
	農産保存食料品製造・加工業	510	253.5	86	33.9	0	0	0	0	0
	調味料製造・加工業	68	41.5	45	108.4	0	0	0	0	0
	糖類製造・加工業	10	5.0	8	160.0	0	0	0	0	0
	精穀・製粉業	32	43.0	23	53.5	0	0	0	0	0
	製茶業	424	229.0	211	92.1	0	0	0	0	0
	海藻製造・加工業	18	9.0	13	144.4	0	0	0	0	0
	卵選別包装業	22	44.0	51	115.9	0	0	0	0	0
その他の食料品製造・加工業	634	242.0	532	219.8	0	0	0	2	0	
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行商	25	7.0	1	14.3	0	0	0	0	0
	集団給食施設	664	1,284.0	1,330	103.6	0	0	0	0	0
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。)	149	72.5	44	60.7	0	0	0	0	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	25	5.5	6	109.1	0	0	0	0	0
	その他	133	87.5	49	56.0	0	0	0	0	0
計		12,363	7,624.3	8,698	114.1	0	0	0	3	0

- (注) 1 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
- 2 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
- 3 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。

(参考) 保健所別監視件数

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

保 健 所	監 視 件 数	保 健 所	監 視 件 数
賀 茂	3,357	富 士	6,891
熱 海	3,772	中 部	8,031
東 部	9,920	西 部	7,757
御 殿 場	2,123	合 計	41,851

□□□□□ □□

### 食品等の収去検査状況調

(令和4年度)  
(令和5年3月31日現在)

試験区分 区分		食品衛生法に基づく収去											食品表示法に基づく収去	
		試験した収去検体数	不良検体数	不良理由								衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
				大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質 (抗菌性物質)	その他			
生乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳及び加工乳		68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0
脱脂乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山羊乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類		270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	221	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品（缶詰、瓶詰を除く）		283	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	88	1
肉、卵類及びその加工品（缶詰、瓶詰を除く）		415	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
乳製品		217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類、氷菓		185	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
穀類及びその加工品（缶詰、瓶詰を除く）		71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
野菜類、果物及びその加工品（缶詰、瓶詰を除く）		268	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	79	1
菓子類		175	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	194	2
清涼飲料水		243	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	0
酒精飲料		57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
氷雪		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰、瓶詰食品		40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
その他の食品		550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
台所用洗剤		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3,176	6	1	0	2	1	0	0	0	2	0	904	4



□□□□□ □□

### 食中毒発生状況調

(令和4年度)  
(令和5年3月31日現在)

番号	発 生 年 月 日	発 生 場 所	摂 食 者 数	患 者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設  (所在市町)	摘 要
1	R4 5.2	浜松市他	115	47	0	提供料理	ノロウイルス	飲食店(浜松市)	
2	6.4	島田市	137	60	0	けんちん煮	ウエルシュ菌	飲食店(島田市)	
3	7.11	浜松市	5	4	0	提供料理	カンピロバク ター・ジェジュニ	飲食店(浜松市)	
4	7.22	御殿場市 他	125	30	0	弁当	サルモネラ属菌	食堂(御殿場市)	
5	10.12	静岡市他	30	4	0	提供料理	カンピロバク ター・ジェジュニ	酒場(静岡市)	
6	12.12	浜松市	5	4	0	提供料理	カンピロバク ター・ジェジュニ	飲食店(浜松市)	
7	12.22	浜松市	11	10	0	提供料理	ノロウイルス	食堂(浜松市)	
計			428	159	0				

□□□□□ □□

## と畜及び食鳥検査実施状況調

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

項目 種別		検査頭羽数	うち処分頭羽数		
			と殺解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
と畜	牛	5,401	0	58	3,662
	とく*	14	0	0	12
	馬	0	0	0	0
	豚	130,125	0	80	53,486
	めん羊	0	0	0	0
	山羊	0	0	0	0
	小計	135,540	0	138	57,160
食鳥	ブロイラー	4,635,724	17,472	10,648	85,260
	成鶏	2,825,155	16,657	8,635	621
	あひる	0	0	0	0
	七面鳥	0	0	0	0
	小計	7,460,879	34,129	19,283	85,881
計		7,596,419	34,129	19,421	143,041

\* 「とく」とは、120kg未満の牛をいう。

□□□□□ □□

### 牛海綿状脳症（BSE）検査状況調

（令和4年度）

（令和5年3月31日現在）

と畜場名	検査頭数	スクリーニング検査 陽性頭数	BSE 陽性頭数
小笠食肉センター	1	0	0

（注）平成29年4月1日以降、検査対象を24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈する牛としている。

□□□□□ □□

### 食肉の収去検査状況調

（令和4年度）

（令和5年3月31日現在）

試験区分 区分	試験した 収去検体数 (実数)	不良検体数 (実数)	不良理由（延数）			
			抗生 物質	合 成 抗菌剤	残留農 薬基準	その他
牛 肉	24	0	0	0	0	0
豚 肉	64	0	0	0	0	0
鶏	24	0	0	0	0	0
計	112	0	0	0	0	0

□□□□□ □□

### 食鳥処理場立入検査状況調

（令和4年度）

（令和5年3月31日現在）

項 目 種 別	食鳥 処理 場数	立入 検査 件数	処分件数					告発件数	
			事業許可 取消命令	禁止 命令	停止 命令	整備改善 命令	その 他	無許可 事業	その 他
食鳥処理業者 (認定小規模食鳥処理業者除く)	2	513	0	0	0	0	0	0	0
認定小規模 食鳥処理業者	6	12	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8	525	0	0	0	0	0	0	0

獣畜のと殺禁止又は

		処分実頭数 (1)	疾							病				
			細菌病							ウイルス・リケッチア病		原虫病		
			炭 そ (2)	豚 丹 毒 (3)	サル モネ ラ病 (4)	結 核 病 (5)	ブ ル セ ラ病 (6)	破 傷 風 (7)	放 線 菌 病 (8)	そ の 他 (9)	豚 コ レ ラ (10)	そ の 他 (11)	ト キソ プラ ズマ 病 (12)	そ の 他 (13)
牛	禁 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一部廃棄	3,662	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
と く	禁 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一部廃棄	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬	禁 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	禁 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	80	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一部廃棄	53,486	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
めん 羊	禁 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 羊	禁 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

廃棄したものの原因

(令和4年度)  
(令和5年3月31日現在)

別 頭 数														
寄 生 虫 病			そ の 他 の 疾 病										計	
の う 虫 病 (14)	ジ ス ト マ 病 (15)	そ の 他 (16)	膿 毒 症 (17)	敗 血 症 (18)	尿 毒 症 (19)	黄 疸 (20)	水 腫 (21)	腫 瘍 (22)	中 毒 諸 症 (23)	炎 症 又 は 炎 症 産 物 に よ る 汚 染 (24)	変 性 又 は 萎 縮 (25)	そ の 他 (26)		(27)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	3	9	5	4	27	3	0	0	0	7	58	
0	6	0	0	0	0	0	245	0	0	5,059	737	1,675	7,722	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	21	1	2	25	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	44	26	0	2	0	1	0	0	0	1	80	
0	0	0	0	0	0	1	101	0	0	80,680	1,514	2,279	84,575	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

ウ 食品衛生推進事業費 7,236,267 円 県  
 (委託料 7,236,267 円)

(ア) 食品衛生の推進

食品による事故の発生防止を図るためには、営業者自身による自主管理体制の強化が重要であることから、食品衛生推進員活動、食品衛生責任者の衛生教育及び食品衛生思想の普及啓発などの事業を（一社）静岡県食品衛生協会に委託し、食中毒等の発生防止に努めた。

a 食品衛生推進員活動

食品衛生推進員（338 人委嘱）による食品関係営業施設の巡回指導を実施し、自主的な衛生管理の推進に努めた。

業務実績	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
食品衛生推進員による 食品衛生指導件数	66,624	68,061	55,004	58,045	60,519

b 食品衛生責任者の衛生教育

調理師等の資格のない食品関係営業者を対象として、食品衛生責任者養成講習会等を実施した。

c 食品衛生思想の普及啓発活動

消費者に対して、食中毒防止、食品表示等に関する食品衛生講座を開催し、食品衛生の普及啓発を図った。

d HACCP 導入支援

高度な食品衛生管理の手法である HACCP の導入を目指す食品事業者等 22 人を対象に HACCP 責任者養成研修会を合計 4 日間開催し、人材育成を行った。

e 国際化に向けた食品表示対策推進

静岡を訪れる外国人に対して、食物アレルギー等原材料の情報伝達を適切に行うための「食品ラベル表示ガイド」を作成し、ホテル・旅館、土産品店等で販売される食品の情報伝達が適切に行えるよう、県内 1 か所で講習会を開催し、事業者支援を行った。

エ 調理師試験等実施事業費 3,707,083 円 県  
 (委託料 979,000 円)  
 公衆衛生事業費助成（食品衛生） 410,000 円 県  
 (補助金 410,000 円)

(ア) 調理師・製菓衛生師関係業務

a 調理師試験等の実施

「調理師法」、「製菓衛生師法」、及び静岡県ふぐの取扱い等に関する条例に基づいて調理師試験、製菓衛生師試験及びふぐ処理者試験を実施した。

<調理師試験等実施状況>

区分	出願者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
調理師試験	674	632	414	65.5
製菓衛生師試験	353	348	273	78.4
ふぐ処理者試験	30	28	19	67.9

b 調理師資質向上対策

飲食店等において調理の業務に従事する調理師の資質の向上を図るとともに、県民の健康増進及び食中毒防止に寄与することを目的として、(一社)静岡県調理師協会に調理師の再教育事業を委託し実施した。

<調理師資質向上講習会開催状況>

講習会開催回数(回)	受講者数(人)
5	49

(イ) 公衆衛生事業費助成(食品衛生)

県民の食生活の改善と健康の保持増進及び食中毒防止を図るため、(一社)静岡県調理師協会が実施するふじのくに健康料理の研究とその普及・啓発事業に対して助成した。

事業内容	交付先	助成額
ふじのくに健康料理の研究とその普及・啓発事業に対する助成	(一社)静岡県調理師協会	410千円

・研究開発の実施

①食材の研究、②料理の研究、③料理の開発を行い、その成果の展示発表(試食を含む)と健康料理教室の開催

・普及啓発

研究開発した健康料理のレシピを作成し、各種講習会等で普及啓発

(2) 生活衛生の推進

ア 生活衛生・温泉指導事業費	5,537,931円	県
	(委託料 2,793,000円)	
	(補助金 1,517,000円)	
生活衛生関係営業衛生確保等指導費助成	22,981,000円	国1/2
	(補助金 22,981,000円)	
生活衛生関係営業対策事業費助成	11,000,000円	県
	(補助金 11,000,000円)	
第70回東海北陸理容競技大会開催事業費助成	500,000円	県
	(補助金 500,000円)	
公衆衛生事業費助成(生活衛生)	780,000円	県
	(補助金 780,000円)	
新 飲食業持続可能な経営推進事業費	2,999,700円	県
	(委託料 2,999,700円)	
新 旅館ホテル業持続可能な経営推進事業費	2,991,600円	県
	(委託料 2,991,600円)	

(ア) 生活衛生関係営業施設の監視指導・安全対策の推進

a 営業許可等指導

(a) 生活衛生関係営業施設の許可等

各保健所において、「旅館業法」等に基づいた許可申請書の審査等を行い、次のとおり生活衛生関係営業施設の許可等を行った。

＜旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法＞

(単位：件、政令市を除く)

施設区分	令和4年度許可 又は確認数	令和4年度末 施設数	摘要
旅館	295	3,685	申請許可
興行場	1	90	申請許可
公衆浴場	33	973	申請許可
理容所	22	2,159	届出確認
美容所	201	5,161	届出確認
クリーニング所	15	1,441	届出確認
計	567	13,509	

(b) クリーニング師試験の実施

「クリーニング業法」に基づき、クリーニング師の資格試験を実施した。

出願者	受験者	合格者	合格率
31人	29人	17人	58.6%

(c) 入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策

入浴施設の立入指導及び行政検査（保健所による水質検査）を行い、旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例に定める衛生基準の徹底を図った。

・立入指導施設数：2,371施設 ・行政検査件数：100件

b 生活衛生同業組合等指導

(a) 生活衛生関係営業指導

生活衛生関係営業の経営の健全化と衛生水準の維持向上を図るため、次の組合に対して生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき指導を実施した。

＜組合の状況＞

(令和4年12月31日現在)

業種	設立年月日	出資区分	代表者	組合員数	摘要
鮨商	S33. 5. 2	非	齋田 成広	123	
麺類業	S33. 5. 20	出	松本 好雄	111	
社交飲食業	S34. 3. 30	非	小川 潮	529	
料理業	S43. 12. 10	非	久保田 隆	392	
飲食業	S33. 5. 2	出	森川 進	3,520	
食肉	S34. 4. 14	非	村松 巖	351	
理容	S32. 12. 25	出	林 敏也	1,470	
美容業	S32. 12. 24	出	武田 則子	1,269	
興行協会	S32. 12. 25	非	森岡 映二	100	
ホテル旅館	S33. 9. 27	出	加藤 賢二	654	
公衆浴場業	S41. 4. 20	非	小長井 正	7	
クリーニング	S32. 12. 25	出	鈴木 義道	187	
計	12業種			8,713	



(b) 公衆浴場施設整備費助成

公衆浴場（銭湯）の確保対策として、公衆浴場設備改善事業を実施する事業者に補助した市に対し助成した。

- ・交付先：熱海市、富士市

(c) 公衆浴場物価高騰支援事業

物価高騰（重油・電気代）の影響を受ける公衆浴場（銭湯）の事業継続を支援するため、支援金を支給した。

- ・交付先：公衆浴場（10 施設）

(d) 飲食業持続可能な経営推進事業費

ポストコロナにおける飲食店での衛生水準確保とSDGsへの取組みのモデルケースの検討、ガイドブックの作成、営業者向け研修会等を行う業務を静岡県飲食業生活衛生同業組合に委託した。

- ・ポストコロナにおける飲食業のSDGsのモデルケースの検討（ワーキング3回）
- ・「飲食店サステナブル経営ガイドブック」の作成（5,000部）
- ・営業者向け研修会（4回、89人）

(e) 旅館ホテル業持続可能な経営推進事業費

ポストコロナにおけるホテル・旅館業での衛生水準確保とSDGsへの取組みのモデルケースの検討、ガイドブックの作成、営業者向け研修会等を行う事業を静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合に委託した。

- ・ポストコロナにおけるホテル・旅館業のSDGsのモデルケースの検討  
(ワーキング3回)
- ・「ホテル旅館業のSDGsガイドブック」の作成（2,000部）
- ・営業者向け研修会（4回、89人）

c 生活衛生営業指導センター指導

(a) 生活衛生関係営業衛生確保等指導費助成

（公財）静岡県生活衛生営業指導センターが行う経営指導員設置事業等に対して助成した。＜生活衛生関係営業衛生確保等指導費補助金交付要綱＞

- ・生活衛生営業相談室運営事業：経営指導員3人、経営特別相談員38人  
補助員1人
- ・センター窓口相談：171件（融資相談、経営相談等）
- ・経営指導員による巡回指導相談：204件（地区生活衛生営業相談室開催等）
- ・特別相談員による融資相談：38件（経営改善資金融資指導）

(b) 公衆衛生事業費助成（生活衛生）

衛生思想の普及を図るための事業を行う（公財）静岡県生活衛生営業指導センターに対して助成した。

事業内容	交付先	助成額
生活衛生関係営業の健全化と衛生水準の維持向上を図る事業に対する助成	(公財) 静岡県生活衛生営業指導センター	490,000 円

- ・日本政策金融公庫資金融資制度の普及：融資取扱件数 91 件（申込ベース）
- ・研修事業：県外 1 回
- ・広報事業：広報誌「生衛しずおか」発行 3,500 部

(c) 生活衛生営業指導業務委託

生活衛生関係営業の理容、美容、クリーニング、公衆浴場（銭湯）、興行（映画館）の 5 業種について、施設の構造や設備の改善相談指導等権限の伴わない軽易な指導業務を（公財）静岡県生活衛生営業指導センターへ委託し実施した。

- ・営業指導員：210 人 指導施設数：1,877 施設

(d) 生活衛生関係営業対策事業費助成

生活衛生関係営業の経営基盤を安定させ、運営の適正化と振興を図るための事業を実施する（公財）静岡県生活衛生営業指導センターに対して助成した。

- ・生活衛生営業経営セミナー（講演会・研修会）の開催（6 回）、各生活衛生同業組合（12 組合）が実施する事業への助成、外部委員による事業評価委員会の設置、運営ほか

(e) 第 70 回東海北陸理容競技大会開催事業費助成

第 70 回東海北陸理容競技大会を実施する静岡県理容生活衛生同業組合に対して助成した。

□□□□□ □□

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

(単位：件、%)

施設別	項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処 分 件 数			
						営業許可取消	営業停止	措置改善命令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	3,685	1,843	1,806	98.0	0	0	0	0
	興行場	90	20	24	120.0	0	0	0	0
	公衆浴場	973	487	571	117.2	0	0	0	0
	理容所	2,159	720	1,057	146.8	0	0	0	0
	美容所	5,161	1,721	1,771	102.9	0	0	0	0
	クリーニング所	462	180	253	140.6	0	0	0	0
	クリーニング取次店	979	98	173	176.5	0	0	0	0
小計	13,509	5,069	5,655	111.6	0	0	0	0	
その他の施設	化製場	1	1	1	100.0	0	0	0	0
	魚屑等処理場	5	5	5	100.0	0	0	0	0
	小計	6	6	6	100.0	0	0	0	0
合計		13,515	5,075	5,661	111.5	0	0	0	0

(注)「監視目標件数」欄は、「施設数」に平成25年3月22日付け県生活衛生局長発衛生第956号に基づく監視目標率を乗じた件数を記載。

(イ) 住宅宿泊事業の監視指導・適正な運営確保の推進

a 住宅宿泊事業届出受理等指導

住宅宿泊事業法に基づく届出を受理するとともに、健全な住宅宿泊事業の推進を図るため、苦情等に対しては適切に指導監督を行った。

<届出受理件数>

(令和5年3月31日現在)

	衛生課		賀茂	熱海	東部	御殿場	富士	中部	西部	合計	
	静岡	浜松									
R4年度	5	2	3	7	17	4	0	6	1	2	42(17)
累計	50	28	22	86	97	50	5	16	16	13	333(64)

※ ( ) は廃止件数

<苦情受付件数>

(令和5年3月31日現在)

	衛生課		賀茂	熱海	東部	御殿場	富士	中部	西部	合計	
	静岡	浜松									
R4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
累計	7	2	0	2	1	1	0	0	0	1	12

(ウ) 温泉資源の保護、適正利用及び安全対策の推進

a 温泉掘削許可等指導

(a) 温泉掘削等の許可

「温泉法」に基づき知事が許可処分をする土地掘削、増掘及び動力装置の申請について審査し、環境審議会温泉部会への諮問を経て、許可した。

・環境審議会温泉部会：3回（7月、11月、2月）

可燃性天然ガスの安全対策のため、温泉採取許可及び濃度の確認の申請について、審査し、許可及び確認を行った。

温泉の適正利用を図るため、温泉の利用許可を行った。

項目	件数	内訳
土地掘削等許可	18	土地掘削 3件（許可 3件） 増掘 1件（許可 1件） 動力装置 14件（許可 14件）
温泉採取許可・確認	0	採取許可 0件、濃度確認 0件
温泉利用許可	149	浴用 148件、飲用 1件

(b) 温泉実態調査事業

温泉の実態と温泉資源の変動状況を把握するため、各源泉について温度、揚湯（湧出）量、動力装置の状況及び利用状況の調査を実施した。

区分	総源泉数（井）	湧出・揚湯源泉数（井）	
全県	2,420	1,242	
再掲	温泉協会委託調査分 （伊豆半島）	2,242	1,107

b 公衆衛生事業費助成（生活衛生）

温泉保護思想の普及を図るための事業を行う静岡県温泉協会に対して助成した。

事業内容	交付先	助成額
温泉の管理技術の向上に資する知識等の普及啓発に対する助成	静岡県温泉協会	290,000円

・温泉協会報の発行：3回発行

<温泉監視状況>

(令和5年3月31日現在)

項目	源泉(施設)数	利用源泉数	枯渇・埋没数	監視目標件数	監視件数	監視率(%)	処分件数(件)	
							許可取消	利用制限
源泉監視	2,420	1,193	218	1,193	1,094	91.7		
利用監視	2,649			1,325	1,245	94.0	0	0

(エ) 広域火葬体制の整備

大規模災害時等において広域火葬が円滑に実施できるよう、体制の整備を図った。

- ・県内火葬場等基礎資料の整備
- ・県内火葬場等の基礎資料について、市町と情報共有するとともに体制整備を要請
- ・広域火葬情報伝達訓練

県内市町との訓練 …新型コロナウイルス感染症の影響により訓練を中止

他県との訓練 … 中部9県及び関東甲信越静の各ブロックで情報伝達訓練実施

- ・大規模災害時等の広域火葬要請及び受入調整における連絡体制を確認

(3) 動物愛護の推進

ア 人と動物との共生推進事業費	118,153,225円 県
	(委託料 103,573,207円)
公衆衛生事業費助成（動物愛護）	4,440,000円 県
	(補助金 4,440,000円)

(ア) 終生飼養・不妊去勢等の普及

a 動物愛護教室

幼年期から動物愛護の姿勢を養うため、小学生等を対象に教室を開催した。

開催回数	受講者
31回	1,787人

b 動物ふれあい訪問活動

社会福祉施設の入居者の健康づくりの一環として、ボランティアと協働して、動物とのふれあい訪問活動を実施した。

開催回数	対象者
16回	387人

c 犬・猫等の正しい飼い方指導業務

飼い犬、飼い猫等の適正管理及び不妊去勢等の繁殖制限について、市町の協力を得て指導を実施し、犬・猫等による人身等への危害防止及び他人への迷惑防止に努めた。

適正管理指導	繁殖制限指導
3,986件	1,281件

d 負傷動物等保護収容措置業務

道路、公園等において、疾病若しくは負傷した動物（犬、猫、うさぎ、鶏、はと、あひる）の保護収容措置業務を（一社）静岡県動物保護協会に委託して実施した。

（単位：頭、羽）

保護収容頭数							左の措置	
犬	猫	うさぎ	鶏	はと	あひる	計	治療	安楽死
2	184	0	2	7	0	195	180	15

e 犬・猫の引取業務

平成 25 年 9 月 1 日の「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正の施行により、飼い主責任の徹底を図るよう、引取りを拒否することもできることとなり、引取り依頼者に対し引取り理由聴取のうえ、終生飼養の説得等を行った。

<犬・猫の引取頭数>

（単位：頭）

犬		猫	
R 3	R 4	R 3	R 4
10	7	105	84

f 公衆衛生事業費助成（動物愛護）

動物愛護意識の普及啓発を図るための事業を行う（一社）静岡県動物保護協会に対して助成した。

事業内容	交付先	助成額
動物愛護意識の普及啓発に対する助成	（一社）静岡県動物保護協会	4,440,000 円

(a) 動物愛護思想の普及事業

動物愛護週間行事として動物愛護セミナー、動物愛護絵画・作文コンクール及び動物保護・愛護功労賞等の表彰を行い、動物愛護思想の普及啓発に努めた。

(b) 動物の適正管理の普及推進事業

飼い主の適正管理意識の高揚を図るため、啓発用のリーフレットの作成・配布等を実施した。また、「猫の適正管理モデル地区事業」などにより、飼い主のいない猫に係る地域の問題解決に努めた。

(c) 動物保護管理指導員活動事業

民間の動物保護管理指導員により、147 件の動物の正しい飼い方指導を実施した。

(d) 動物愛護相談事業

動物の飼育、管理、病気、しつけ等の相談に対応した。

(イ) 猫への対応

引取り頭数の多い飼い主のいない猫を減少させるため、県、市町、地域住民、ボランティアが協働して対応する「飼い主のいない猫の管理マニュアル」により、普及啓発に努めた。

(ウ) 新しい飼い主を探す取組の推進

県が引き取った犬や猫に、できるだけ生きる機会を与えるため、子犬・子猫をゆずる会等を開催し、飼育希望者に譲渡するとともに、犬や猫の正しい飼い方講習会を開催し、生命の尊重等動物愛護思想の普及啓発に努めた。

また、譲渡動物を成犬まで広げるための「成犬譲渡マニュアル」に基づき、成犬譲渡の推進に努めた。

子犬・子猫をゆずる会 開催回数		12回
譲渡頭数	子犬	14頭 (60頭)
	子猫	14頭 (72頭)

( ) : 成犬・成猫を含めた全譲渡頭数

(エ) 苦情等を減らす取組の推進

a 動物取扱業の適正化

登録動物取扱業者を対象に立入検査を実施し、動物の適正な取扱い等について指導した。

□□□□ □□

動物取扱施設立入検査状況調

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

項目 種別	施設数	登録件数	立入 検査 目標 件数 (A)	立入 検査 件数 (B)	立入 検査 率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登 録 取 消 停 止	改 善 措 置 勸 告	命 令	始 末 書 其 他	無 登 録	其 他
販 売	580	581	291	306	105.2	0	0	0	1	0	0
保 管	641	686	343	350	102.0	0	0	0	0	0	0
貸出し	49	49	25	30	120.0	0	0	0	0	0	0
訓 練	82	115	58	55	94.8	0	0	0	0	0	0
展 示	106	106	53	55	103.8	0	0	0	0	0	0
競りあっせん	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
譲受飼養	4	4	2	3	150.0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,462	1,541	772	799	103.5	0	0	0	1	0	0

(注) 「立入検査目標件数」欄は、「登録件数」に第一種動物取扱業者の有する飼養施設等への立入検査実施要領に基づき2分の1を乗じた件数を記載する。

b 特定動物の飼養管理業務

くま、ワニ、中型サル等の危険な動物の飼養管理については、飼養許可等の事務を行うとともに、飼養施設を対象として立入検査指導を実施し、人の生命、身体及び財産に対する危害の防止に努めた。

□□□□ □□

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和4年度)  
(令和5年3月31日現在)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書その他	無許可	その他
哺乳類	12	12	1	12	0	0	1	0	0
鳥類	2	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	34	39	3	25	0	0	0	0	0

c 狂犬病予防に関する事務の円滑執行及び推進

(一社)静岡県動物保護協会へ業務を委託し、犬の保護、飼い主の指導等を実施した。  
<動物保護指導班活動事業の概要と事業実績>

区分	内 容					
位置付け	狂犬病予防に関する事務の円滑執行及び推進					
委託先	(一社)静岡県動物保護協会	保護指導班の設置場所			県内3保健所及び動物管理指導センター	
委託開始	平成3年4月～					
職員体制	県職員4名(狂犬病予防員)、班員12名(狂犬病予防技術員)事務員1名					
事業実績	事業内容	H30	R元	R2	R3	R4
	保護頭数	202	219	180	165	154
	指導件数	19,326	19,491	15,548	16,777	18,431



d 犬の保護業務

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防するとともに、咬傷事故等を防止するため、飼い主不明の犬を保健所・動物保護指導班で保護した。

□□□□ □□

犬・猫の愛護管理状況調

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

健康福祉センター別 項目	犬					猫		
	保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
賀茂	6	0	2	4	/	5	4	/
熱海	4	1	3	2		4	1	
東部	32	0	24	8		21	16	
御殿場	7	6	3	7		0	0	
富士	60	0	35	12		18	18	
中部	16	0	12	2		11	10	
西部	29	0	22	0		25	0	
動物管理指導センター	0	0	0	25	0	0	23	12
県計	154	7	101	60	0	84	72	12
政令市	163	12	138	36	1	606	517	89
総計	317	19	239	96	1	690	589	101

(注)「殺処分頭数」欄は、動物管理指導センターが最終的に県下の犬猫の殺処分を行うため、動物管理指導センターのみが記入することとし、各健康福祉センターにおいては、斜線を記入する。

## 動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

動物種	項 目	苦 情	相 談
犬	賀茂	3	25
	熱海	24	86
	東部	109	174
	御殿場	20	93
	富士	106	152
	中部	27	145
	西部	41	82
	県計	330	757
	政令市	527	1,478
	小計	857	2,235
猫	賀茂	41	100
	熱海	43	95
	東部	409	281
	御殿場	6	126
	富士	49	205
	中部	27	235
	西部	99	161
	県計	674	1,203
	政令市	893	2,132
	小計	1,567	3,335
その他の 愛護動物	賀茂	0	3
	熱海	9	14
	東部	9	5
	御殿場	1	0
	富士	1	4
	中部	2	5
	西部	7	20
	県計	29	51
	政令市	51	56
	小計	80	107
総計		2,504	5,677

## 咬傷犬事故発生状況調

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

区 分	件数 (件)	被害者数 (人)	告発件数 (件)
賀 茂	0	0	0
熱 海	4	6	0
東 部	21	22	0
御 殿 場	8	8	0
富 士	13	14	0
中 部	15	15	0
西 部	18	21	0
県 計	79	86	0

### (オ) 動物由来感染症の予防方法等の普及

動物管理指導センターにおいて、次の調査を行い、静岡県公衆衛生研究会において発表し、啓発のため動物管理指導センターホームページに結果を掲載した。

区 分	結 果
犬猫におけるエキノコックス 検出状況調査	動物管理指導センター及び各管理所に収容された犬猫の糞便を検体として、顕微鏡検査及び遺伝子検査によりエキノコックス保有状況を調査した。今回調査した犬47頭及び猫44頭からエキノコックス虫卵及びエキノコックス遺伝子は検出されなかった。

### (カ) 災害時の動物対策の推進

「災害時における愛玩動物対策行動指針」に基づき、避難所へのペット受入体制が未整備の市町や自主防災組織に対しては、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を活用する等して指導を行った。

### (キ) ボランティアの活動支援

地域でのボランティア活動を充実させるため、ボランティア育成事業として、県下5箇所(政令市を含む)でボランティア意見交換会を実施し、総計309グループのボランティアが登録した。

また、地域活動の充実を図るため、動物愛護推進員を総計55人に委嘱した。

## 動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

健康福祉センター別 項 目	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
賀 茂	7	1
熱 海	10	5
東 部	63	11
御 殿 場	27	3
富 士	55	9
中 部	57	5
西 部	46	10
県 計	265	44
政 令 市	38	11
他 県	6	0
総 計	309	55

## (ク) 情報提供の充実

動物愛護管理に関する情報については、ホームページ、県民だより、SNSを通じて、情報提供に努めた。

## (ケ) 動物愛護管理推進計画の進行管理

「静岡県動物愛護管理推進計画(2021)」(令和3年3月策定)に基づき、「飼い主責任の徹底」や「人と動物の安全と健康の確保」等のため、市町、関係団体、ボランティア等と協働し、動物愛護教室や成犬譲渡等を実施した。

## (コ) (仮称) 静岡県動物愛護センターの整備

現在の動物管理指導センターは、動物愛護に係る機能不足に加え、施設老朽化(耐震性能不足)が著しいことから、専門家による拠点検討会において施設整備の検討を重ね、「県立富士見学園跡地施設」の利活用を整備方針とする「(仮称)静岡県動物愛護センター基本構想」を策定・公表した。

### 3 評価、課題及び改善

#### (1) 評価

指標名		現状値 (2020年度)	実績				目標値 (2025年度)
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
成果 指標	人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数	(2018~2022年度) 平均15.1人	0.8人	4.4人			毎年度 10人 以下
活動 指標	HACCP実施状況監視率	—	—	100%			毎年度 100%
	ちゃっぴーの食品安全インフォメーションによる情報発信	24回	24回	24回			毎年度 24回
	レジオネラ症患者の集団発生(2名以上)の原因となった入浴施設数	0施設	0施設	0施設			毎年度 0施設
	犬・猫の殺処分頭数	犬 8頭 猫 370頭	犬 3頭 猫 177頭	犬 1頭 猫 101頭			0頭

(部局として独自に管理している指標等)

指標名		現状値 (2020年度)	実績				目標値 (2025年度)
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
管理 指標	食の安全に対する県民の信頼度	74.0%	73.7%	73.1%			80.0% 以上

#### ア 人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数

患者数が100人以上の大規模食中毒事件の発生はなく、4.4人と目標値である10人以下を達成した。

#### イ HACCP実施状況監視率

食品衛生法改正に伴い令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理が制度化され、原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を実施している。食品等事業者に対して、衛生管理の精度向上を図るため手引き書等を用いた助言指導や検証を行った。

#### ウ ちゃっぴーの食品安全インフォメーションによる情報発信

食品の大型店舗等の協力を得て設定している掲示板に、食品の安全と安心に関する情報や食の安全確保に関する県の取組情報を年間24回提供した。

エ 食の安全に対する県民の信頼度

「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）」に基づき、関係部局が連携して、食の安全・安心に関する各種事業に取り組んだ結果、令和4年度の「食の安全に対する県民の信頼度」は73.1%であった。

オ レジオネラ症患者の集団発生（2名以上）の原因となった入浴施設数

レジオネラ症対策については、平成28年4月に知事が認める消毒方法として定めたモノクロラミン消毒の有効性のほか、令和3年7月施行の塩素系薬剤による消毒基準の改定内容をはじめとした、レジオネラ症防止対策について、継続的に周知、啓発を実施した結果、患者の集団発生の原因となった施設数は0施設であった。

カ 犬・猫の殺処分頭数

県動物保護協会、県獣医師会、市町、ボランティア等と協働し、終生飼養の徹底や新しい飼い主探し等の取組を実施してきた結果、令和4年度の「犬・猫の殺処分頭数」は102頭であり、前年度より78頭減少した。

(2) 課題

ア 人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数

イ HACCP 実施状況監視率

- ・ 食品衛生法の改正により原則、全ての食品等事業者に適用されたHACCPに沿った衛生管理を推進し、引き続き、その精度の向上を図る必要がある。

ウ ちゃっぴーの食品安全インフォメーションによる情報発信

- ・ 食品の安全と安心に関する情報を、よりわかりやすく伝えていく必要がある。

エ 食の安全に対する県民の信頼度

- ・ 食品の適正表示を確保するため、県内で製造又は販売される食品が、度々改正される食品表示のルールに対応できているかを確認する調査を継続して実施する必要がある。
- ・ 食の安全に対して判断していない県民が2割程度存在していることから、様々な方法、あらゆる機会を通じて、県民にとって分かりやすい食の安全に対する正しい知識の理解普及に努める必要がある。

オ レジオネラ症患者の集団発生（2名以上）の原因となった入浴施設数

集団発生の防止には、施設の衛生管理が重要であるため、施設への計画的監視指導を行うことで、施設設備の効果的なレジオネラ対策について、継続して周知、啓発していく必要がある。

カ 犬・猫の殺処分頭数

減少傾向を維持しているが、殺処分の多くを占める飼い主のいない猫への対策を中心として継続した取組が必要である。

### (3) 改善

#### ア 人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害者数

##### イ HACCP 実施状況監視率

- ・ これまでの食中毒防止対策に加え、新規食品等事業者への HACCP に沿った衛生管理の導入支援や導入施設における検証及び助言指導を行い、HACCP に沿った衛生管理の円滑な運用と精度の向上を図ることで、食品を原因とする健康被害者数の低減を目指す。
- ・ 大規模な食中毒となる可能性が高い大量調理施設及び発生件数・患者数ともに多いノロウイルス食中毒に対する食中毒防止対策に重点的に取り組んでいく。
- ・ ノロウイルス食中毒防止対策にあたっては、ノロウイルスに感染した調理従事者等が汚染要因となることが多いため、調理従事者の健康管理や調理等の前、トイレの後の流水・石けんによる手洗い（2 回以上の実施を推奨）について指導を継続していく。
- ・ HACCP に沿った衛生管理の推進にあつては、関係団体等と協働した効果的な人材育成研修を継続するとともに、導入後の定着に向けて、食品等取扱施設の衛生管理の状況に応じた支援を継続していく。
- ・ 監視の重要度ランク分けに基づく、計画的な食品衛生監視指導及び食品の抜取検査を着実に実行し、不良・違反食品の排除、再発防止の徹底を図る。

##### ウ ちゃっぴーの食品安全インフォメーションによる情報発信

##### エ 食の安全に対する県民の信頼度

- ・ 食品の適正表示を確保するため、食品関連事業者等への食品表示調査の強化及び県内で販売されている食品の抜取検査を実施していく。
- ・ 「新しい生活様式」が定着し、デジタル化が一層進展する中で、食の安全に対する県民の信頼度向上のため、多くの県民にとって分かりやすく、興味が持てるデジタル情報の発信及びちゃっぴーの食品安全インフォメーションによる情報発信や、幼稚園、保育所等においてタウンミーティング等を開催し、子育て世代との相互理解に向けた活動を実施していく。

##### オ レジオネラ症患者の集団発生（2 名以上）の原因となった入浴施設数

レジオネラ症対策については、シャワーヘッド等の汚染原因箇所の清潔維持等、きめ細かな衛生管理指導を行うことにより、県内施設を原因とするレジオネラ症等の患者発生の未然防止を図るとともに、県内入浴施設が行う自主的な水質検査等においてレジオネラが検出された場合は、重点的に監視指導を実施し、施設の改善を徹底する。

また、塩素系薬剤やモノクロラミンによる消毒方法を始めとしたレジオネラ症防止対策に関する普及、周知活動を引き続き実施していく。

##### カ 犬・猫の殺処分頭数

引取頭数が多い飼い主のいない猫については、「地域猫活動」の推進を行うとともに、引き続き終生飼養の普及啓発及び譲渡の推進等、ボランティアや関係団体等と協働して、事業を実施していく。

## II 薬事課

### 1 施策の体系（新ビジョン）

#### 政策の柱…危機管理体制の強化

目 標…様々な危機事案に迅速・的確に対応できるよう、県の危機管理体制を一層充実させる。

#### 施 策 危機事案対応能力の強化

取 組 災害時における医療体制の整備

#### 政策の柱…安全な生活の確保と交通安全の推進

目 標…県民の安全・安心な生活を守るため、様々な犯罪や交通事故、消費者被害、健康被害を防止、減少させる。

#### 施 策 健康危機対策

取 組 医薬品等の安全確保

取 組 若者への薬物乱用防止対策の推進

#### 政策の柱…医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸

目 標…地域ごとに医療機能の分化と連携を進め、質の高い医療を安定的・持続的に提供する体制を充実させる。

#### 施 策 質の高い医療の持続的な提供

取 組 先進医薬の普及促進

#### 政策の柱…いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり

目 標…市町と連携し、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築を推進します。

#### 施 策 地域包括ケアシステムの推進

取 組 かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化

### 2 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

#### (1) 医薬品等の安全確保

ア 薬事総合対策事業費	22,352,017 円	県
	(委託料 3,495,038 円)	
	(工事費 1,113,200 円)	
医薬品国家検定等事務費	7,586,851 円	国 10/10
	(委託料 1,998,480 円)	

#### (ア) 安全な医薬品等の製造、流通

「医薬品医療機器等法」に基づき、医薬品製造販売業者、薬局、医薬品販売業者等に関する許可届出業務を行うとともに、立入検査による医薬品等の管理状況、不良品、不正表示品、無承認品、虚偽誇大広告等の指導並びに県内で製造及び流通している医薬品等の取去・試買検査を実施した。



< 薬事関係営業施設（政令市所管を除く） >

（単位：施設）

項目		年度	R 3	R 4	増減
医薬品	薬局		1,118	1,126	8
	製造業	専業	93	97	4
		薬局	46	44	△2
	製造 販売業	第1種	1	1	0
		第2種	13	13	0
		薬局	46	44	△2
	店舗販売業		473	485	12
	卸売販売業		143	134	△9
	旧薬種商		3	2	△1
	特例販売業		2	2	0
	配置	販売業	183	172	△11
従事者		275	252	△23	
医薬部外品	製造業		96	96	0
	製造販売業		25	25	0
化粧品	製造業		139	143	4
	製造販売業		65	64	△1
医療機器	製造業		117	120	3
	修理業		155	154	△1
	製造 販売業	第1種	9	9	0
		第2種	23	25	2
		第3種	20	20	0
	販売業	高度管理	990	1,029	39
		管理	5,336	5,497	161
	貸与業	高度管理	442	473	31
管理		579	699	120	
再生医療等製品	販売業		29	30	1
体外診断用 医薬品	製造業		10	10	0
	製造販売業		2	2	0
計			10,433	10,768	335

<薬事監視の状況（政令市所管を除く）>

（単位：施設、件）

項目		年度	R3	R4	増減
内 訳	許可届出施設数		10,433	10,768	335
	立入検査件数		10,511	12,579	2,068
	違反発見施設数		12	19	7
違 反 内 容	無許可・無届業		3	5	2
	無承認品の販売等		1	0	△1
	不良品の販売等		0	0	0
	不正表示品の販売等		1	1	0
	虚偽・誇大広告等		2	3	1
	毒劇薬の譲渡手続違反		1	0	△1
	毒劇薬の貯蔵陳列不適		0	0	0
	処方箋医薬品の譲渡記録等		1	1	0
	制限品目の販売		0	0	0
	構造設備の不備		1	0	△1
	その他		12	19	7
計			22	29	7
処 分 内 容	業務停止		1	0	△1
	改善命令等		1	0	△1
	始末書（誓約書）等		8	15	7
	廃棄等		0	0	0
	指導票等		5	8	3

<医薬品等製造販売業等監視状況>

（単位：件）

区分		年度	R3	R4	増減
医薬品	製造販売業		11	5	△6
	製造業		141	132	△9
医薬部外品	製造販売業		16	13	△3
	製造業		61	49	△12
化粧品	製造販売業		35	43	8
	製造業		79	85	6
医療機器	製造販売業		33	38	5
	製造業		56	71	15
	修理業		67	70	3
体外診断用医薬品	製造販売業		2	1	△1
	製造業		5	6	1
計			506	513	7

a 知事権限に係る配置販売業許可等

知事権限の配置販売業及び再生医療等製品販売業に係る許可等を行った。

<知事権限販売関係許可等処理件数>

（単位：件）

年度	配置販売業 （許可）	既存配置 販売業（許可）	再生医療等製品 販売業（許可）	配置従事者身分証明書（交付）			配置 従事届
				新規	書換え	再交付	
R2	6	5	1	166	12	2	308
R3	13	17	4	167	9	2	286
R4	19	17	7	150	11	2	248

b 知事権限に係る医薬品等の製造販売業等許可等

医薬品等の製造販売業許可申請、製造販売承認申請等に基づき、その内容を審査し、許可、承認等を行った。

また、医薬品等GMP（製造管理及び品質管理基準）適合性調査申請に基づき、医薬品等製造業者の調査を実施し、その結果を通知した。

<知事権限医薬品等製造販売等許可登録申請件数> (単位：件)

年度	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	体外診断用医薬品	計
R2	456	124	2,211	243	6	3,040
R3	598	161	1,204	262	17	2,242
R4	404	149	1,256	269	9	2,087

c 厚生労働大臣権限に係る医薬品等の製造販売業等許可

許可申請等に対し、申請書類を審査して東海北陸厚生局等に進達するとともに、東海北陸厚生局等から送付された許可証等の交付を行った。

<国権限医薬品等製造業等許可申請件数> (単位：件)

年度	医薬品	医薬部外品	医療機器	再生医療等製品	計
R2	4	0	0	0	4
R3	7	0	0	2	9
R4	8	0	1	4	13

d 薬事監視機動班活動

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びに毒物劇物による危害防止を図るため、県内医薬品等製造販売業者等及び毒物劇物製造業者等に対し、効率的で高度かつ専門的な監視指導を行った。

<監視状況>

区分	医薬品等製造販売業等	毒物劇物製造（輸入）業 大震法届出施設等	計
監視対象施設数（施設）	769	152	921
監視件数（件）	510	119	629

(参考)

機動班	設置場所	監視対象区域	班員
薬事監視第一機動班	富士健康福祉センター	旧清水市以東	4人
薬事監視第二機動班	中部健康福祉センター	旧静岡市以西	4人

e 医薬品品質確保体制強化事業

後発医薬品製造メーカーを中心に全国の医薬品メーカーでの不正事案が相次いで判明したことを受け、従来の監視指導等に加え、製造業者の法令遵守体制の強化に向けた支援や監視指導体制の強化に取り組んだ。

(a) 製造業者の支援

業界団体と連携し、法令遵守体制の強化に係る研修を実施した。

<実施状況>

名称	対象	目的	回数	受講人数
経営層向けガバナンス研修会	経営層	経営者の法令遵守意識の向上	1回 (Web)	304人
品質管理講習会	品質保証部門	企業の内部監査力強化	2回 (Web)	1,201人
試験検査部門向け研修	試験検査部門	適正な試験・検査の実施	3回 (3か所)	51人
初任者向け基礎研修	初任者	初任者の誤った知識・認識の是正	1回 (Web)	914人

(b) 監視指導体制の強化

無通告査察や収去検査など、監視指導の強化に取り組んだ。

<実施状況>

区分	内容(結果)	実績
無通告査察	無通告での査察を実施 (隠蔽や改ざんなどの品質管理上の重大な違反なし)	21施設
収去検査	無通告査察時に製造医薬品の検体抜取り検査を実施(全て基準に適合)	11検体
無通告査察の技術向上	国等の無通告査察への同行	3回
	監視員への無通告査察技術の向上研修	2回

f 医薬品等製造販売業等に係る品質確保対策

(a) 医薬品等の収去検査(国事業分)

国の指定した医薬品等について県内製造所等において収去及び監視指導を行い、環境衛生科学研究所で検査を実施した。

<医薬品等収去検査結果(国事業分)>

(単位:検体)

検査機関	検体の種類		検体数	適否	
				適	不適
国の検査機関	医薬品等一斉監視指導時収去品	医薬品	0	—	—
		化粧品	0	—	—
	医療機器一斉監視指導時収去品		0	—	—
	卸業者提供後発医薬品の溶出試験		0	—	—
環境衛生科学研究所	医薬品等一斉監視指導時収去品	医薬品	3	3	0
		化粧品	0	—	—
	卸業者提供後発医薬品の溶出試験		3	3	0
	医療機器一斉監視指導時収去品		3	3	0
計			9	9	0

(b) 医薬品等の収去検査(県事業分)

県内で製造(輸入)される医薬品及び医薬部外品並びに県内に流通する医薬品について収去検査を実施し、不良医薬品等の排除及び製造販売業者等の指導を行った。

<医薬品等収去検査結果（県事業分）>

（単位：検体）

検体の種類	検体数	適	
		適	不適
県内製造医薬品	17	17	0
県内流通医薬品	5	5	0
無通告査察時収去（再掲）	11	11	0
計	33	33	0

g 後発医薬品品質情報提供等推進事業

厚生労働省は、平成19年度から後発医薬品について、国民や医療関係者がより安心して使用できるように品質に関する研究論文等を収集、整理するとともに、必要に応じて試験検査を行い、先発医薬品との同等性について情報提供を行う「後発医薬品品質情報提供等推進事業」を実施している。

県は、国の委託を受け、環境衛生科学研究所が、国立医薬品食品衛生研究所及び他の都府県の地方衛生研究所と共同で、「ジェネリック医薬品品質情報検討会ワーキンググループ」に参加するとともに、試験検査を実施している。

<後発医薬品品質情報提供等推進事業実施状況>

年度	対象製剤	項目	検体数
R2	リザトリプタン口腔内崩壊錠 10mg	溶出性	5品目 (先発1品目、後発4品目)
R3	ミルタザピン錠 30mg	溶出性	9品目 (先発2品目、後発7品目)
R4	エンテカビル錠 0.5mg	溶出性	10品目 (先発1品目、後発9品目)

h 医薬品等製造販売業者等品質管理研修

医薬品等製造販売業者等の品質管理技術を向上させることにより県内で製造（輸入）される医薬品等の品質の確保を図るため、医薬品等製造販売業者等の品質管理担当者を対象として、研修等を実施した。

また、関係機関と連携し、化粧品に関する規制や開発実例、販路拡大策までと多岐に渡る内容の「化粧品スキルアップセミナー」を開催した。

<品質管理研修等実施状況>

区分	品質管理研修					品質管理講習(再掲)		化粧品 スキル アップ セミナー
	理化学			微生物		第1回 講習会	第2回 講習会	
	講義		実習	講義	実習			
	第1回	第2回						
参加者	15人	23人	10人	22人	4人	506人 <sup>*1</sup>	695人 <sup>*1</sup>	117人 <sup>*2</sup>

※1 オンライン開催のため、参加者は受講申込者数。

※2 ハイブリッド開催のため、参加者は現地参加者とオンライン受講申込者数。

i 医薬品類似食品（無承認無許可医薬品）等の監視指導

試買調査や広告監視を実施するとともに、県民からの相談等に対応した。

(a) 医薬品類似食品試買検査

医薬品類似食品による健康被害を未然に防止するため、健康食品等を試買し、医薬品的な効能効果等の標榜の確認と成分検査を実施した。

<医薬品類似食品試買検査結果>

品目	販売形態	調査品目数	違反品目数	試験機関
強壯用製品	通信販売	4	0	国立医薬品食品衛生研究所
痩身用製品	通信販売	2	0	国立医薬品食品衛生研究所

(b) 広告監視、相談・苦情対応

新聞折込みちらしやインターネット広告の監視のほか、県民等からの相談・苦情に対応し、不適切な内容を確認した際には事業者への指導等を行った。

令和4年度は、重点監視月間（令和4年12月5日から12月28日まで）を設けて、新型コロナウイルス感染症抗原検査キットと血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）のインターネット広告について重点的な監視を行い、18件の違反を発見した。

j 薬事審議会の開催

薬事行政における諸課題について、令和5年2月2日に11人の委員の出席を得て意見を伺った。

k 薬剤師免許登録事務

「薬剤師法」に基づき、薬剤師免許申請等を厚生労働大臣に進達するとともに、送付された免許証の交付を行った。

<事務処理状況>

(単位：件)

年度	新規申請	名簿訂正	書換え	再交付	登録消除	計
R2	160	133	121	15	8	437
R3	220	125	120	16	8	489
R4	237	135	134	14	11	531

l 県民への医薬品等の情報提供の充実

(a) 県民向け出前講座

医薬品等に関する正しい知識の普及やかかりつけ薬剤師・薬局の役割・機能の周知を図るため、地域の住民、団体等を対象に出前講座を開催した。

<実施状況>

年度	開催回数	受講人数
R2	34回	722人
R3	74回	1,399人
R4	87回	1,565人

※令和2年度まで、「薬とくらしの教室」として開催した。

(b) 薬草講座

県民へ薬用植物に対する正しい知識の普及を図るため、県立大学の協力を得て、(一社)静岡県薬事振興会と薬草を解説する動画を作成し配信するとともに、動画

を記録したDVDを県内図書館へ配布した。

(c) 薬局機能情報の提供

県民・患者による薬局の適切な選択に資するため、「医薬品医療機器等法」に基づく薬局機能情報をホームページで公表した。

<薬局機能情報定期報告数>

年	定期報告件数	薬局数(12月末)	報告率
R2	1,852件	1,870件	99.0%
R3	1,873件	1,877件	99.8%
R4	1,908件	1,911件	99.8%

(イ) 毒物劇物営業者等の監視指導の強化、啓発活動の実施

「毒物及び劇物取締法」に基づき、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡、交付手続き、④表示の適否、⑤盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行った。

a 毒物劇物営業者等立入検査

毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して立入検査を行った。

<毒物劇物営業者等立入検査状況（政令市所管を除く）> (単位：施設、件)

項目	業種別	製造業	輸入業	販売業	業務上取扱者			特定毒物研究者	計
					電気めっき業等	運送業	届出不要		
施設数		97	25	943	25	24	—	28	1,142
立入施設数		107	22	533	2	0	59	0	723
違反施設数		1	0	4	0	0	0	0	5
違反内容	無登録・無届・無許可	0	0	2	0	0	0	0	2
	取扱違反	0	0	0	0	0	0	0	0
	表示違反	1	0	0	0	0	0	0	1
	譲渡手続違反	0	0	2	0	0	0	0	2
	責任者設置違反	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	4	0	0	0	0	5
処分	指導票	0	0	1	0	0	0	0	1
	始末書	1	0	3	0	0	0	0	4
	勧告書	0	0	0	0	0	0	0	0
	業務停止	0	0	0	0	0	0	0	0
	登録抹消	0	0	0	0	0	0	0	0
	告発	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	4	0	0	0	0	5	

b 農薬危害防止運動（6月1日～8月31日）

経済産業部と協力し、農薬販売業者・ゴルフ場等を対象として立入指導及び講習会を実施し、毒物・劇物に該当する農薬の適正管理の指導を実施した。

また、令和4年度における農薬中毒件数は0件であった。

<実施状況>

区分	立入件数	適正件数	違反件数	講習会開催
販売業者	38件	38件	0件	1回 (書面開催)
農薬使用者	21件	21件	0件	
計	59件	59件	0件	

c 毒物劇物運搬車両取締り

警察本部と協力し、路上18箇所において毒物劇物運搬車両の指導を実施した。

取締車両 4台 (適正車両3台、違反車両1台)

d 毒物劇物の大量取扱施設の届出状況

「大規模地震対策特別措置法」第7条及び「南海トラフ特別措置法」第7条の規定により、地震防災応急計画等の作成が義務付けられている毒物劇物の大量取扱施設(液体又は気体の毒物劇物を製造し、貯蔵し又は取り扱っている施設で一日の取扱総量が毒物20ト以上、劇物200ト以上)は、令和5年3月31日現在34施設である。

e 家庭用品の試買検査

繊維製品や住宅用洗剤などの家庭用品に含まれる化学物質を規制するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により、現在21物質について基準が定められている。

家庭用品中の有害物質による健康被害を未然に防止するため、令和4年度は、東部、中部及び西部保健所管内において試買検査を実施した。

<試買検査結果>

(単位:検体、件)

品名	検査項目	検体数	不適件数
繊維製品	ホルムアルデヒド(2才以下用)	24	0
	ホルムアルデヒド(その他)	6	0
かつら等の接着剤	ホルムアルデヒド	2	0
住宅用洗剤	塩化水素、硫酸	3	0
家庭用洗剤	水酸化ナトリウム、水酸化カリウム	12	0
計		47	0

f 毒物劇物取扱者試験

「毒物及び劇物取締法」第8条第1項第3号の規定に基づき、毒物劇物取扱者試験を令和4年8月6日に実施した。

<毒物劇物取扱者試験実施状況>

試験会場	種別	出願者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	合格率(%) C=B/A×100
静岡県立大学 短期大学部	一般	668	593	235	39.6
	農業用	24	22	10	45.5
	特定	5	3	1	33.3
	計	697	618	246	39.8



イ 保健所・環境衛生科学研究所検査精度管理事業費 26,378,473 円 県  
(委託料 23,186,845 円)

(ア) 検査等精度管理委員会の開催

検査等精度管理を効果的に推進するため、令和4年5月に検査等精度管理委員会を開催し、事業計画等を策定し、計画的な精度管理を実施した。

(イ) 検査機器の保守点検等の実施

保健所等に整備された検査機器について、保守点検を実施するとともに、検査機器の校正を実施した。

(ウ) 外部精度管理調査の実施

(一財) 食品薬品安全センター秦野研究所が実施する食品外部精度管理事業に保健所等の5機関が参加し、食品添加物、残留農薬及び細菌検査等について外部機関による精度管理を実施した。

(エ) 試験検査担当職員研修の実施

試験検査担当者の技術向上を図るため、研修会等を開催した。

ウ 登録販売者試験等実施事業費 11,864,834 円 県  
(委託料 7,128,000 円)

(ア) 登録販売者試験の実施

一般用医薬品の販売等に際し、その業務を行う者が必要な資質を有しているかを確認する登録販売者試験を実施した。

<登録販売者試験実施状況>

開催日	出願者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	合格率 (%) C=B/A×100
令和4年9月7日	1,857	1,652	761	46.1

(イ) 販売従事登録事務

登録販売者試験合格者及び合格したとみなされた者が医薬品販売を行おうとする際に、「登録販売者」として登録を行った。

<販売従事登録者数>

区分	R2	R3	R4
試験合格者	410 人	614 人	555 人
みなし合格者 (既存薬種商許可者)	0 人	0 人	0 人
計	410 人	614 人	555 人

エ 公衆衛生活動事業費等助成 880,000 円 県  
(補助金 880,000 円)

(ア) 公衆衛生活動事業費助成

衛生思想の普及向上を図り、県民の保健衛生の向上に資するため、公衆衛生活動を行う(一社)静岡県薬事振興会に対して助成した。

事業内容：消費者教育、薬事講習会、技術研修会等の実施

< (一社) 静岡県薬事振興会会員(9団体) >

(令和5年3月31日現在)

団体名	
(公社) 静岡県薬剤師会	静岡県医薬品卸業協会
静岡県医薬品登録販売者協会	静岡県製薬協会
静岡県病院薬剤師会	静岡県赤十字血液センター
静岡県配置医薬品協議会	(一財) 静岡県生活科学検査センター
静岡県医療機器販売業協会	

(イ) 鈴木梅太郎博士顕彰会活動事業費助成

オリザニン(ビタミンB1)を発見した故鈴木梅太郎博士の偉業を末永く顕彰し、後進者の理科学研究意欲の向上を図るため、県内高校生、中学生の優秀な研究作品及び理科教育功労者に鈴木賞を授与する(一社)鈴木梅太郎博士顕彰会に対して助成した。

<鈴木賞実施状況>

授賞式		令和4年12月3日開催
受賞数	中学校の部	正賞6点
	高等学校の部	正賞1点・準賞1点
	理科教育功労賞	—

オ 高齢者医薬品等安全使用推進事業費助成

1,944,000円 県

(補助金 1,944,000円)

高齢者に対する医薬品等の安全使用を推進するため、高齢者を対象に必要な医薬品情報の提供や相談業務を行う(公社)静岡県薬剤師会に対して助成した。

(ア) 相談室の運営

県内3か所(県本部、静岡、浜松)の相談室に設置した相談専用電話を利用し、高齢者等からの医薬品等に関する相談を受け付けた。

<相談内容別件数>

(単位:件)

相談内容	R2	R3	R4
薬の適正使用に関すること	2,727	2,400	921
薬のはたらきに関すること	1,498	1,450	865
健康食品、食品添加物に関すること	1,467	1,198	78
その他保健衛生に関すること	663	672	586
計	6,355	5,720	2,450

カ 献血者の確保対策の推進

(ア) 血液事業対策費

3,373,266円 県

(委託料 1,415,700円)

医療に必要な輸血用血液製剤を県民の献血により確保し、また、将来にわたり献血者を確保するため、県民に対して献血に関する正しい知識の普及啓発と協力の依頼を行った。

a 県献血推進計画の策定

必要な献血者を確保するため、県献血推進計画を策定した。計画に基づき事業を実施し献血者の確保を図った。

令和4年度は、献血者確保目標146,300人に対し、140,967人の献血者を確保した。

<献血者確保目標及び実績>

年度	確保目標人数(人) A	献血受付者数(人) B	達成率(%) C=B/A×100
R2	146,600	145,073	99.0
R3	145,800	146,364	100.4
R4	146,300	140,967	96.4

b 静岡県献血推進協議会

献血思想の普及と献血者の組織化を図り、献血制度の適正な運用を推進することを目的として、各団体(県医師会、県社会福祉協議会、県学生献血推進協議会等)の代表者で構成する献血推進協議会委員を令和5年3月14日に委員16人の出席により開催し、本県における献血の状況を報告するとともに、県献血推進計画を策定した。

c 若年層献血者確保対策の実施

献血者数は平成3年度をピークに減少傾向が続き、特に10～30歳代の若い世代の献血者の減少が顕著であることから、将来にわたり献血者を確保するため、若年層を中心とした啓発に取り組んだ。

<若年層(10歳代、20歳代)及び30歳代の献血者数>

年度	10歳代	20歳代	30歳代	10～30歳代計	献血者計 <sup>※</sup>
H3	50,990人 (21.3%)	69,445人 (29.0%)	40,457人 (16.9%)	160,892人 (67.2%)	239,648人
R2	5,847人 (4.5%)	15,872人 (12.1%)	21,471人 (16.4%)	43,190人 (32.9%)	131,251人
R3	6,121人 (4.5%)	16,115人 (12.0%)	21,261人 (15.8%)	43,497人 (32.3%)	134,550人
R4	6,081人 (4.6%)	15,600人 (11.9%)	19,624人 (14.9%)	41,305人 (31.5%)	131,274人

カッコ内は全献血者に占める割合

※「献血者計」は、献血受付をした後、採血実施に至った者の人数の合計

<若年層対策実施内容>

事項	内容
アボちゃんサポーター事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の高校生(17校、155人)の献血ボランティアをサポーターとして委嘱</li> <li>・学内や地域での献血啓発活動を実施</li> <li>・活動を纏めた「ABOニュース」を発行し、県内全高校へ配布</li> </ul>
大学生等献血ボランティアの育成及び活動支援 <sup>※</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等でのポスターの掲示のほか、ホームページを通じてボランティア参加を呼び掛け</li> <li>・大学生等献血ボランティア(124人)を対象に、講習会を14回開催</li> </ul>
献血セミナーの推進 <sup>※</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生に対して、血液センター職員による「献血セミナー」を31校で実施(4,979人参加)</li> </ul>
献血未実施校に対する戸別訪問の実施 <sup>※</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校15校を戸別訪問し、「献血セミナー」の積極的な開催と学校内献血の実施を依頼</li> </ul>

※献血思想定着推進事業として、静岡県赤十字血液センターに委託

d 献血推進のための広報等の実施

県民に対して広く献血への協力を呼び掛け、献血血液の安全確保対策を周知するため、マスメディアやパンフレットのほか、各種SNSを活用した広報、献血ボランティアによる街頭での啓発活動を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延下でも献血への協力を求めるため、献血会場での感染防止対策やワクチン接種後等の献血可能時期等の情報発信を重点的に行った。

<広報内容>

事項	内容
マスメディア・SNSによる広報の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛の血液助け合い運動月間（7月）、はたちの献血キャンペーン期間（1～2月）を中心に、各種広報（ラジオ、SNS、県民だより等）を利用して呼び掛け</li> <li>・「アボちゃんサポーター」が出演した、高校生献血体験動画を作成し、SNS等で配信</li> </ul>
パンフレット等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・献血啓発用のパンフレット「献血インフォメーション」、本県の血液事業に関する冊子「血液事業の現状」を発行し、大学、高校、協力団体等へ配布</li> </ul>
献血推進活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「アボちゃんサポーター」及び「大学生等献血ボランティア」の協力を得て、校内や街頭等で献血啓発活動を実施</li> </ul>

e 複数回献血の推進

同一献血者から年間複数回にわたり献血への協力を得ることは、必要血液量を安定的かつ効率的に確保するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点でも重要であることから、血液センターが運営する献血Web会員サービスへの登録を、SNSやリーフレット（献血インフォメーション）等各種広報媒体を活用して呼び掛けた。

<献血Web会員サービス県内登録者数>

年度末	R2	R3	R4
会員数（累計）	42,676人	55,800人	65,564人

f 静岡県献血推進大会

「愛の血液助け合い運動」月間（7月）行事の一つとして令和4年7月22日に「静岡県献血推進大会」を3年ぶりに開催し、県民に献血推進への一層の協力を呼び掛けるとともに、献血推進に積極的に協力し、貢献した団体に対して、厚生労働大臣表彰（3団体）、厚生労働大臣感謝状（9団体）及び知事褒賞（9団体）の贈呈を行った。

g 血液製剤使用適正化普及事業

血液製剤使用適正化の推進を図るため、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に定める医療従事者の責務や「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」について周知を図っている。

(2) 若者への薬物乱用防止対策の推進

ア 麻薬覚醒剤等乱用防止対策事業費

2,548,817円 県

覚醒剤等の薬物乱用は、県民、特に次代を担う青少年層への浸透が懸念され、憂慮すべき状況にある。このような事態に対処するため、関係機関・団体と連携して覚醒剤等の乱用防止の啓発や薬物に関する監視指導等を行った。

(ア) 大学生等に対する薬物乱用防止講習会

県内の大学新入生等を対象に入学ガイダンス等の機会を捉え、ライオンズクラブの協力を得て、薬物乱用防止講習会を実施した。

<薬物乱用防止講習会実施状況>

区分	実施校数	受講者数
大学等	24校	21,819人
専修学校	15校	629人
計	39校	22,448人

(イ) 薬物乱用防止指導員地区協議会活動

県内9地区の薬物乱用防止指導員協議会において、地域の特性を考慮した効果的な啓発活動や研修会等を実施した。

(ウ) ポスター・標語コンテスト

中学生及び高校生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語コンテストを行い、入賞作品の表彰と県内5か所で薬物乱用防止ポスター・標語展示会を開催した。

<応募点数>

(単位：点)

区分	ポスター	標語
中学生	252	157
高校生	59	129
計	311	286

(エ) 薬物乱用防止功労者表彰

薬物乱用防止に功績のあった個人に対して、厚生労働大臣表彰(1名)、厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰(2名)及び知事褒賞(5名)を贈呈した。

(オ) 薬物相談体制の整備

全保健所及び薬事課に薬物相談窓口を開設し、11件の薬物に関する相談に応じた。

(カ) 再乱用防止体制の整備

県の関係機関、警察本部、民間回復支援機関及び専門医療機関との意見交換会を令和5年2月21日に開催し、意見交換、情報共有を図った。

(キ) 麻薬中毒者の保護観察

麻薬中毒前歴者、措置入院後退院者などの観察対象者に対して、観察指導を行った。

<観察指導対象者の状況>

対象者数 (R4.4.1現在)	新規 転入者	解除者	死亡	転出者	対象者数 (R5.3.31現在)
14人	0人	0人	0人	0人	14人

(ク) 薬物乱用対策推進方針の策定

a 薬物乱用対策推進本部委員会の開催

副知事を本部長とし、関係各部局長、教育監、警察本部刑事部長及び厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部長で構成する「静岡県薬物乱用対策推進本部」の本部員会を令和4年

5月27日に開催し、①広報及び啓発活動の推進、②取締り及び監視指導の徹底、③薬物問題を抱える人への支援の徹底を3つの柱に掲げ、その柱の下、9つの取組の方向と、61の具体的な取組による推進方針を策定するとともに、全庁的に緊密な連携をとり、効果的な乱用防止対策の推進を図った。

b 静岡県麻薬・覚醒剤等対策推進協議会の開催

麻薬・覚醒剤等の薬物乱用防止対策として、主に県内の国関係機関と県関係諸機関相互の緊密な連携を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を押し進めるため、令和5年1月27日に開催し、情報交換、意見交換を行った。

(ケ) 麻薬取扱者等の取締り

麻薬、向精神薬等の不正流通や不正使用の防止を図るため、「麻薬及び向精神薬取締法」及び「覚醒剤取締法」に基づき、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料等の卸売業者、医療施設、研究施設等に対する免許等事務及び監視指導を実施した。

<麻薬、向精神薬、覚醒剤等取扱施設立入検査結果> (単位：施設、件)

区分	麻薬等 取扱施設	向精神薬 取扱施設	覚醒剤等 取扱施設	計
対象施設数	3,218	7,409	7,100	17,727
立入検査施設数	1,411	1,493	1,440	4,344
違反施設数	9	0	3	12
違反内容	処方箋交付・施用	0	0	0
	保管・管理	5	0	0
	帳簿（記録）	0	0	0
	譲渡・譲受	4	0	2
	廃棄	1	0	0
	不正所持	0	0	1
	その他	0	0	0
計	10	0	3	13
処分	始末書	3	0	1
	指導票等	6	0	2
	計	9	0	3

<麻薬取扱者等免許申請数> (単位：件)

区分	麻薬卸売業	麻薬小売業	麻薬施用者	麻薬管理者	麻薬研究者
R2	19	820	3,122	190	19
R3	3	321	1,537	94	18
R4	6	685	3,573	221	33

<向精神薬取扱者等免許・登録申請数> (単位：件)

区分	向精神薬卸売業	向精神薬小売業	向精神薬試験研究施設設置者
R2	0	0	2
R3	0	0	3
R4	0	0	2

<覚醒剤等取扱者指定申請数>

(単位：件)

区分	覚醒剤研究者	覚醒剤原料取扱者	覚醒剤原料研究者
R2	3	9	6
R3	6	8	7
R4	3	5	3

(コ) 不正大麻・けし撲滅運動

大麻・けしの不正栽培防止と自生大麻・けしの撲滅を図るため、5月1日から6月30日までの2か月間を「不正大麻・けし撲滅運動」期間として、広く県民に対し、啓発活動を実施した。

<不正大麻・けし発見除去状況>

区分	発見箇所数	除去本数
けし	333 か所	32,585 本
大麻	0 か所	0 本

イ 薬事総合対策事業費（再掲）

22,352,017 円 県

(委託料 3,495,038 円)

(ア) 小学生・中学生・高校生を対象とした薬学講座

昭和51年から薬剤師会、警察等と連携し、県内全ての小学校の5年生又は6年生、中学生及び高校生を対象に、薬物乱用防止教育として「薬学講座」を実施し、薬物乱用防止意識の醸成を図っている。特に、中・高校生には専用教材により、大麻・危険ドラッグの有害性について教育した。

<薬学講座実施状況>

区分	実施校数	受講生徒数
小学校（5又は6年生）	496 校	33,330 人
中学校（全学年）	288 校	72,004 人
高等学校（全学年）	137 校	76,921 人
計	921 校	182,255 人

ウ 大麻・危険ドラッグ撲滅対策事業費

7,248,200 円 県

(委託料 1,986,760 円)

(ア) 買上検査

危険ドラッグ等の違法製品の流通を排除するため、インターネット上において販売実態の調査を行うとともに、買い上げ、指定薬物成分の検査を行った。

<買上検査結果>

区分	R2	R3	R4
買上品目数	4	8	6
検出品目数	0	0	0

(イ) 業界団体との連携、協力による流通対策の強化

a 不動産業界

危険ドラッグを販売しようとする者が物件を賃借できないよう、危険ドラッグ販売防止

のための協定に基づき、危険ドラッグに関する情報収集に努めた。

<協定締結団体>

団体名	協定締結日
(公社) 静岡県宅地建物取引業協会	平成 26 年 8 月 26 日
(公社) 全日本不動産協会静岡県本部	平成 26 年 9 月 24 日

b 運輸業界

インターネット販売等による危険ドラッグの物流ルートを遮断することを目的とした、危険ドラッグの運送の自粛に関する協定に基づき、危険ドラッグに関する情報収集に努めた。

<協定締結団体>

団体名	協定締結日
(一社) 静岡県トラック協会	平成 26 年 11 月 17 日

c コンビニエンスストア

コンビニエンスストアが危険ドラッグのデリバリーの販売の場に利用されることから、県との包括協定に基づき、コンビニエンスストアへ啓発用リーフレット等を配架し、危険ドラッグ等の危険性や有害性の周知・啓発に努めた。

<連携コンビニエンスストア>

連携先	啓発資材配布(R4)
ローソン ファミリーマート ミニストップ	リーフレット 718 店舗 ポスター 1,490 店舗

(ウ) 「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」の制定、運用

「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先行して知事薬物の指定を行うとともに、薬物乱用通報・相談窓口による相談対応等を行った。

<知事指定薬物の指定状況>

年度	R2	R3	R4	累計 (H26~R4)
指定回数	4回	5回	4回	42回
指定物質数*	17物質	16物質	15物質	142物質

※ 全ての物質は、国指定薬物へ移行

<通報・相談状況>

(単位: 件)

年度	R2	R3	R4	累計 (H26~R4)
通報	1	8	2	36
相談	11	8	4	65

(エ) 学生と連携した啓発

県内の大学生等と意見交換を行ったほか、デザイン専門学校の協力を得て大麻乱用防止啓発動画を制作し、Web 動画広告、デジタルサイネージや SNS 等を通じて薬物乱用防止に係る情報発信を行った。

(オ) 事業所と連携した啓発

県と一緒に薬物乱用防止に取り組む事業所等を薬物乱用防止協力事業所として募り、連携して地域・職域における薬物乱用防止活動の充実を図った。(93 事業所)



(カ) 薬学講座等の講師を対象としたスキルアップ研修会の開催

児童や生徒に対する教育の充実を図るため、薬学講座等の講師を対象に、研修会を開催した。

<研修会開催状況>

項目	東部会場	中部会場	西部会場
日付	1月30日	1月30日	2月13日
場所	プラサヴェルデ	もくせい会館	アクトシティ浜松 コンgresセンター
受講者数	82人	63人	55人
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の大麻事犯の状況（厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部）</li> <li>・子どもの心に届けるための工夫や伝え方（静岡県公認心理師協会）</li> </ul>		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中・高校生を対象とした薬学講座の講師</li> <li>・大学・専修学校を対象とした薬物乱用防止講習会の講師 等</li> </ul>		

(3) 先進医薬の普及促進

ア 先進医薬普及促進事業費 25,426,527円 県  
(補助金 25,426,527円)

最新の良薬をいち早く県民に提供するとともに、治験を通じて医療の質の向上を図るため、次の事業を行った。

<県治験ネットワークの運営>

実施事業		R2	R3	R4
県治験ネットワークによる 治験の推進	支援倫理委員会等の運営	5回	5回	6回
	治験委受託の調整	企業訪問：(Web) 8回 受託契約：2件	企業訪問：(Web含む)17回 受託契約：4件	企業訪問：(Web含む)55回 受託契約：8件
	治験従事者のスキルアップ研修等	開催回数：4回 参加者：283人	開催回数：4回 参加者：271人	開催回数：8回 参加者：429人
	ネットワーク病院数	28病院	28病院	28病院

(4) かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化

近年、患者が地域の中で、入院、外来、在宅医療、介護施設等の様々な療養環境を移行することが増えてきており、療養の場が変わっても、安心して医薬品を使うことができる体制が必要であることから、かかりつけ機能を有する「地域連携薬局」と「専門医療機関連携薬局」の薬局の新たな認定が開始された。認定取得に向けた支援等を通じて、かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進を図った。

<認定状況>

区分	地域連携薬局	専門医療機関連携薬局（がん）
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局</li> </ul>
主な認定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退院時の服薬情報の医療機関等との共有実績</li> <li>・在宅業務及び麻薬等調剤</li> <li>・地域包括ケア（在宅を含む）の研修修了薬剤師の配置</li> <li>・プライバシーへの配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医療機関の医師、薬剤師等との治療方針等の共有</li> <li>・専門医療機関等との合同研修の実施</li> <li>・専門薬剤師の配置</li> <li>・プライバシーへの配慮</li> </ul>
認定数 (R5.3.31)	98 薬局	—

<事業実績>

区分	内容
薬局と医療機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入退院時の情報共有等のモデル事業（2地域） <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院前の薬局による持参薬の整理、患者の服薬情報の提供</li> <li>・退院時の病院から薬局への治療内容、臨床検査値等の共有</li> </ul> </li> <li>○薬局と医療機関の薬剤師の連携（薬薬連携）推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・抗がん剤の治療等に関する合同研修（3地域）</li> </ul> </li> </ul>
薬剤師の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅医療に関するスキルアップ研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅基礎研修（在宅初心者OJT研修等）</li> <li>・在宅ステップアップ研修（緩和ケア研修等）</li> </ul> </li> </ul>
認定制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民向け <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民向け出前講座等による制度の周知・啓発</li> <li>・薬と健康の週間（10/17～23）を中心とした情報発信</li> </ul> </li> <li>○医療・介護関係者向け <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の病院、地域包括支援センター等への訪問活動</li> </ul> </li> </ul>

(5) 災害時における医療体制の整備

ア 関係者間の連携強化

災害時に医薬品等の供給要請を円滑に行うため、静岡県医療救護計画に基づき、医薬品卸業者等（静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会）、（公社）静岡県薬剤師会及び静岡県赤十字血液センターと、防災訓練や意見交換会等を通じて医薬品等の供給要請方法や連絡先の確認を行い、連携強化を図った。

イ 災害薬事コーディネーターの体制充実

県下の薬剤師を災害薬事コーディネーターとして委嘱し、（公社）静岡県薬剤師会による災害薬事コーディネーターを対象とした研修へ協力し、災害薬事コーディネーターの実践力の維持、向上を図った。

<災害薬事コーディネーターの概要>

(令和5年3月31日現在)

区分	概要	人数
本部災害薬事 コーディネーター	県庁や(公社)静岡県薬剤師会において、県内及び他県からの医薬品等支援、薬剤師応援に関する全体調整を行う。	16人
地域災害薬事 コーディネーター	保健所(方面本部)、市町(医療救護本部等)及び地域薬剤師会における薬剤師のリーダーとして、医薬品等及び薬剤師に係るニーズの把握と供給・支援要請、配備等を行う。	149人

<研修会の開催状況>

項目	年度		
	R2	R3	R4
開催回数	1回	1回	1回
参加人数	50人	132人	131人

### 3 評価、課題及び改善

#### (1) 評価

指標名	現状値 (2020年度)	実績				目標値 (2025年度)	
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
活動指標	薬事監視で発見した違反施設数	平均 19 施設 (H29～R2)	12 施設	19 施設			15 施設
	献血者確保目標人数に対する献血受付者数の割合	99.0%	100.4%	96.4%			100%
	医薬品の適正使用等に関する県民向け出前講座の開催数	34 回	74 回	87 回			74 回
	薬物乱用防止に関する講習会未開催校数	0 校	0 校	0 校			0 校
	治験ネットワーク病院による新規治験実施件数	95 件	126 件	148 件			毎年度 150 件
	地域連携薬局認定数	0 薬局	59 薬局	98 薬局			172 薬局

#### ア 薬事監視で発見した違反施設数

許可・届出事業者による違反が増加し、前年度から 7 施設増の 19 施設と目標値を超過した。

#### イ 献血者確保目標人数に対する献血受付者数の割合

新型コロナウイルス感染症の拡大時の企業内献血の中止等の影響を受け、前年度比 4.0 ポイント減の 96.4%となった。

#### ウ 医薬品の適正使用等に関する県民向け出前講座の開催数

新型コロナウイルス感染症の影響により開催回数が増減していたが、令和 3 年度から回復し、昨年度は前年比 13 回増の 87 回と目標値を上回った。

#### エ 薬物乱用防止に関する講習会未開催校数

オンラインや動画の活用等により、2 年連続で対象校全ての講習会を開催することができた。

#### オ 治験ネットワーク病院による新規治験実施件数

製薬企業への PR 活動等により、目標値の 150 件に対して、令和 4 年度は 148 件と前年度から 22 件増加した。

#### カ 地域連携薬局認定数

医療機関との連携モデル事業や各種研修会の開催等により、前年度から 39 薬局増加し、98 薬局となり、目標に向け増加している。

## (2) 課題

### ア 薬事監視で発見した違反施設数

許可・届出事業者の違反施設数が増加したことから、事業者の法令遵守体制の強化が必要である。

また、全国では、医薬品製造での不正事案が明らかにされるなど、医薬品への信頼が揺らいでいる。

### イ 献血者確保目標人数に対する献血受付者数の割合

若年層を中心に献血の啓発活動を実施しているが、依然として30歳代以下の献血者数の割合が減少傾向にある。

### ウ 医薬品の適正使用等に関する県民向け出前講座の開催数

医薬品等による健康被害を未然に防止するためには、県民へ正しい知識と情報を普及させることが重要になっている。

### エ 薬物乱用防止に関する講習会未開催校数

大麻に関する誤った情報がインターネットやSNS等で流布していることを背景に、令和4年における県内の大麻事犯検挙者数は、初めて覚醒剤事犯による検挙者数を上回った。

また、30歳未満の大麻事犯検挙者の大麻に対する危険性や有害性の認識は、覚醒剤のそれと比較すると著しく低いと指摘されている。

### オ 治験ネットワーク病院による新規治験実施件数

国内で実施される治験の約4割を占める抗がん剤の治験について、より高度な知見が必要なため実施する病院が一部に留まっていることから、体制強化に向けた取組が必要である。

### カ 地域連携薬局認定数

高齢者への多剤投与やがん患者等の外来治療への移行が認められていることから、住み慣れた地域で安心して医薬品を使うことができるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を持つ地域連携薬局の増加を図る必要がある。

## (3) 改善

### ア 薬事監視で発見した違反施設数

県内許可・届出事業者に対する監視指導や各種講習会を通じて、事業者の法令遵守体制の強化を求める。

また、製薬企業に対して抜き打ち検査を実施するなど監視指導を強化し、医薬品の信頼確保に努める。

### イ 献血者確保目標人数に対する献血受付者数の割合

将来に向けた安定的な献血者確保に向け、引続き、若年層を中心に高校生や大学生の献血ボランティアによる啓発活動を実施する。

さらに、安定的な献血者確保に有効な、献血Web会員サービスへの登録も推進する。

ウ 医薬品の適正使用等に関する県民向け出前講座の開催数

引き続き、(公社)静岡県薬剤師会と協働し、医薬品等の安全確保に不可欠な正しい知識を普及するため、県民向けの出前講座を開催する。

エ 薬物乱用防止に関する講習会未開催校数

従来の実地での開催だけでなく、オンラインなど開催手法の多様化にも対応するとともに、教育委員会等の関係機関と連携し、講習会の全校開催を継続する。

オ 治験ネットワーク病院による新規治験実施件数

より多くの病院において、がん領域の治験が実施できるよう、治験担当者を対象としたがん領域のセミナーの開催を支援し、治験実施体制の水準向上を図る。

カ 地域連携薬局認定数

引き続き、(公社)静岡県薬剤師会と協働し、地域での薬局と医療機関の連携モデル事業や薬局局薬剤師を対象とした研修を通じて、地域連携薬局の認定取得を支援する。

また、県民に対して、かかりつけ薬剤師・薬局や地域連携薬局の有用性を周知していく。

薬事関係立入検査状況調

(令和4年度)  
(令和5年3月31日現在)

区分	項目	対象施設数	立入検査件数	監視率%	処分等の件数					告発	
					許可の取消 業務の停止	構造設備 改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等		
薬事	医薬品等製造販売業	159	100	45.7				2	1		
	医薬品等製造業	466	343					1	1		
	医療機器修理業	154	70								
	医薬品製造販売業（薬局）	44	34								
	医薬品製造業（薬局）	44	34								
	薬局	1,126	963					1	2		
	医薬品販売業	795	457					7			
	配置販売従事者	252	5								
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	1,502	1,154					1	1		
	管理医療機器販売業・貸与業	6,196	1,745						1		
	再生医療等製品販売業	30	16								
	医薬部外品化粧品販売業		3,848						1		
	一般医療機器販売業・貸与業		2,152						2		
	業務上取扱う施設		1,658								
	小計	10,768	12,579						15	6	
毒物・劇物	製造（輸入）業	122	129	58.1				1			
	販売業	943	533					3	1		
	業務上取扱者	届出有	49		2						
		届出無			47						
	特定毒物研究者	28	0								
	小計	1,142	711						4	1	
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤（輸入）業	8	28	45.7						
		家庭麻薬製造業	2	1							
		元卸売業	0	0							
		卸売業	24	42							
		小売業	1,680	1,109						3	
	麻薬診療施設	病院	148	146					1	1	
		診療所	1,056	37					2		
		飼育動物診療施設	231	21							
	麻薬研究者	63	25							2	
	大麻取扱者	6	2								
	けし栽培者	0	0								
	向精神薬営業施設	輸入業	3	0							
製造製剤業		7	0								
卸売業		1	0								

区 分	項 目		対 象 施設数	立入検査 件 数	監視率 %	処分等の件数					告 発
						許可等の取消 業務等の停止	構造設備 改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等	
麻 薬 ・ 向 精 神 薬 等	向精神 薬営業 施設	免許みなし卸売販売業	284	81	27.3						
		免許みなし薬局	1,913	1,183							
		小売業	0	0							
	向精神 薬診療 施設	病院	170	148							
		診療所	4,527	41							
		飼育動物診療施設	429	22							
	向精神薬試験研究施設		75	18							
小 計		10,627	2,904				3	6			
覚 醒 剤 ・ 覚 醒 剤 原 料	覚醒剤施用機関		0	0	20.3						
	覚醒剤研究者		9	3							
	覚醒剤原料取扱者		35	42							
	覚醒剤原料研究者		17	5				1			
	薬局		1,913	1,183						2	
	病院		170	148							
	診療所		4,527	41							
	飼育動物診療施設		429	18							
小 計		7,100	1,440				1	2			
計		29,637	17,634	33.5				23	15		
違反施設率 $\frac{35}{29,637} \times 100 = 0.1\%$											

薬事関係施設の監視率

区 分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
前年度	29,363	14,944	29.5
前々年度	29,518	14,000	28.2
2年度単純平均	29,441	14,472	28.9
令和5年3月31日現在	29,637	17,634	33.5

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

2 監視率は、 $\frac{\text{立入検査件数} - \text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対象施設数}} \times 100$  で算出する。

3 違反施設率は、 $\frac{\text{処分等の合計件数 (指導票等件数を除く)}}{\text{対象施設数}} \times 100$  で算出する。



## 事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
生活衛生温泉指導事業	旅館業法、旅館業法施行条例 公衆浴場法、公衆浴場法施行条例 物価統制令 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 興行場法、興行場法施行条例 理容師法、理容師法施行条例 美容師法、美容師法施行条例 クリーニング業法 クリーニング業法第3条第3項第6号に規定する必要な措置を定める条例 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 墓地、埋葬等に関する法律 温泉法、温泉法施行細則、温泉法による許可の基準に関する規則 公衆浴場設備改善助成費補助金交付要綱 生活衛生関係営業衛生確保等指導費補助金交付要綱 公衆衛生活動事業費補助金交付要綱 生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱 住宅宿泊事業法
動物愛護管理指導事業	動物の愛護及び管理に関する法律 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例 動物愛護普及推進事業費補助金交付要綱 狂犬病予防法 化製場等に関する法律 化製場等に関する法律施行条例 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第13、15、35条）
食品衛生事業	食品衛生法 食品衛生法施行条例 食品表示法 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 調理師法 製菓衛生師法 静岡県ふぐの取扱い等に関する条例 健康増進法（第61、66条） ふじのくに健康料理研究事業費補助金交付要綱

事業名	根拠法令
食肉衛生事業	<p>と畜場法 と畜場法施行令第1条第11項に規定する構造設備の基準を定める条例 牛海綿状脳症対策特別措置法 食品衛生法 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律</p>
薬事関係指導事業	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）、医薬品医療機器等法施行令、医薬品医療機器等法施行規則、医薬品医療機器等法施行細則 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令、医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制の基準に関する省令、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令 薬局等構造設備規則、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 薬剤師法、薬剤師法施行令、薬剤師法施行規則 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 薬事審議会条例 高齢者医薬品等安全使用推進事業費補助金交付要綱 公衆衛生活動事業費補助金交付要綱 鈴木梅太郎博士顕彰会事業費補助金交付要綱</p>
先進医薬普及促進事業	<p>ファルマバレープロジェクト推進事業費補助金交付要綱</p>
毒物劇物対策事業	<p>毒物及び劇物取締法、毒物及び劇物取締法施行令、毒物及び劇物取締法施行規則、毒物及び劇物取締法施行細則 大規模地震対策特別措置法（第7条第6項） 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（第7条第6項）</p>

事業名	根拠法令
<p>麻薬・覚醒剤等乱用防止対策事業</p>	<p>麻薬及び向精神薬取締法、麻薬及び向精神薬取締法施行令、麻薬及び向精神薬取締法施行規則、麻薬及び向精神薬取締法施行細則</p> <p>覚醒剤取締法、覚醒剤取締法施行令、覚醒剤取締法施行規則、覚醒剤取締法施行細則</p> <p>大麻取締法、大麻取締法施行規則、大麻取締法施行細則</p> <p>あへん法、あへん法施行令、あへん法施行規則、あへん法施行細則</p> <p>静岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱</p> <p>静岡県薬物乱用防止指導員設置要綱</p>
<p>大麻・危険ドラッグ撲滅対策事業</p>	<p>静岡県薬物の濫用の防止に関する条例</p> <p>静岡県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則</p>
<p>血液確保対策事業</p>	<p>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（血液法）、血液法施行規則</p> <p>血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針</p>
<p>検査等精度管理事業</p>	<p>検査等精度管理実施要綱</p>

□□□□□

## 職 員 配 置 調

(令和5年4月1日現在)

区 分		衛生課	薬事課	計
所在地		—	—	—
担当区域		—	—	—
配 置 職 員	職員(事)	6 (3)		6 (3)
	職員(技)	14	15	29
	再任用職員(事)			
	再任用職員(技)			
	計	20 (3)	15	35 (3)
	会計年度任用職員	(1)	(1)	(2)
	臨時的任用職員			
	計	(1)	(1)	(2)
合計		20 (4)	15 (1)	35 (5)

- (注) ・ 局長は衛生課に計上。
- ・ 市町等への派遣職員は除くこと。また、先方在勤の兼務職員及び本務所属以外の併任職員は ( ) 内に外書きにより記載する (実数が□□□□□で整理番号を付した職員数と一致する。 ) 。

□□□□□□□□

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分	令和4年度
	件 数
医薬品販売業許可（配置のみ）申請	3
医薬品販売業許可更新（配置のみ）申請	17
販売従事登録証書換交付	6
販売従事登録証再交付	2
医薬部外品製造販売承認申請	2
医薬品適合性調査申請（一般・承認申請時）	45
医薬品適合性調査申請（包装等・承認申請時）	7
医薬品適合性調査申請（無菌・定期調査・基本額）	4
医薬品適合性調査申請（無菌・定期調査・品目加算）	6
医薬品適合性調査申請（一般・定期調査・基本額）	29
医薬品適合性調査申請（一般・定期調査・品目加算）	132
医薬品適合性調査申請（包装等・定期調査・基本額）	15
医薬品適合性調査申請（包装等・定期調査・品目加算）	68
輸出用医薬品適合性調査申請（無菌・届出時）	2
輸出用医薬品適合性調査申請（一般・届出時）	9
輸出用医薬品適合性調査申請（無菌・定期調査・基本額）	2
輸出用医薬品適合性調査申請（無菌・定期調査・品目加算）	9
輸出用医薬品適合性調査申請（一般・定期調査・基本額）	13
輸出用医薬品適合性調査申請（一般・定期調査・品目加算）	71
輸出用医薬品適合性調査申請（包装等・定期調査・基本額）	1
輸出用医薬品適合性調査申請（包装等・定期調査・品目加算）	3
医療機器製造業登録更新申請	1
医薬品製造業（無菌）区分変更（追加）許可申請	1
医療機器修理区分変更（追加）許可申請	7
毒物劇物取扱者試験合格者の合格証再交付	4

□□□□□□

預 金 調

(令和5年3月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高	摘 要
静岡銀行県庁支店	無利息型 普通預金	0297260	健康福祉部生活衛生局 資金前渡者 生活衛生局長 漆畑 健	0	資金前渡口座
静岡銀行県庁支店	無利息型 普通預金	0324006	(自振口)健康福祉部生活衛生局 資金前渡者 生活衛生局長 漆畑 健	0	インターネット料金 自動振替口座
残 高 合 計				0	

□□□□□□

郵 券 等 受 払 調

(令和5年3月31日現在)

(単位:枚、円)

区分	種類	令和3年度						令和4年度						摘要		
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出			差引現在高	
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額		枚数	金額
郵便	84円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計			0		0		0		0		0		0		0	
タクシー チケット	公用 タクシー券					16 14						17 13				出張時に使用
計			60		30				60		30			0		
図書カード	10,000円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	薬事課 謝礼等
	3,000円券	0	0	4	12,000	4	12,000	0	0	4	12,000	4	12,000	0	0	
	2,000円券	0	0	8	16,000	8	16,000	0	0	8	16,000	8	16,000	0	0	
	1,000円券	0	0	193	193,000	193	193,000	0	0	167	167,000	167	167,000	0	0	
計			221,000		221,000		0		195,000		195,000		0			
JCBギフト カード	1,000円券	0	0	100	100,000	100	100,000	0	0	160	160,000	160	160,000	0	0	
計			0		0		0		160,000		160,000		0	0		

(注) タクシーチケット払出欄の上段は使用分、中段は廃棄分、下段は返納分を記載。

□□□□□□□□

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和4年度)

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)		
					令和3年度	令和4年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12)委託料	一般会計	健康福祉費	生活衛生費	食品衛生費		120,679,344	
	一般会計	健康福祉費	生活衛生費	薬務費		14,449,838	
	一般会計	健康福祉費	福祉長寿費	長寿社会費		8,950,000	
計					138,961,498	144,079,182	0
(14)工事請負費	一般会計	健康福祉費	生活衛生費	薬務費		1,113,200	
計					623,700	1,113,200	0
(16)公有財産購入費							
計					0	0	0
(17)備品購入費	一般会計	健康福祉費	生活衛生費	薬務費		1,000,989	
	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		138,600	
計					0	1,139,589	0
(18)負担金、補助金 及び交付金	一般会計	健康福祉費	生活衛生費	食品衛生費		41,659,300	
	一般会計	健康福祉費	生活衛生費	薬務費		28,280,527	
計					69,483,171	69,939,827	0
(21)補償、補填及び 賠償金							
計					0	0	0

委 託 料 に

整理 番号	委託業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額		
				当初額	変更増減額	計
	(事務関係)		円	円	円	円
1	動物保護業務等委託	一般社団法人 静岡県動物保護協会	95,173,109	95,157,052	△ 994,200	94,162,852
2	生活衛生営業指導業務委託	公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター	683,000	683,000	0	683,000
3	引取手のない犬・猫輸送業務委託	不二運輸株式会社	招津～富士～島田～動管コース @87,489 招津～富士～動管コース @75,207	招津～富士～島田～動管コース @82,720 招津～富士～動管コース @79,893	招津～富士～島田～動管コース @0 招津～富士～動管コース @0	招津～富士～島田～動管コース @82,720 招津～富士～動管コース @79,893
4	犬・猫適正飼養等相談業務委託	一般社団法人 静岡県動物保護協会	4,471,497	4,455,000	0	4,455,000
5	温泉実態調査業務委託	静岡県温泉協会	2,111,669	2,110,000	0	2,110,000
6	負傷動物等保護収容措置業務委託	一般社団法人 静岡県動物保護協会	犬 @8,681 猫その他の動物 @3,592	犬 @8,657 猫その他の動物 @3,564	犬 @0 猫その他の動物 @0	犬 @8,657 猫その他の動物 @3,564
7	旅館ホテル業持続可能な経営推進事業業務委託	静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合	3,000,000	2,991,600	0	2,991,600
8	飲食業持続可能な経営推進事業業務委託	静岡県飲食業生活衛生同業組合	3,000,000	2,999,700	0	2,999,700
9	調理師資質向上対策事務委託	一般社団法人 静岡県調理師協会	201,349	198,000	0	198,000
10	食品衛生推進事業委託	一般社団法人 静岡県食品衛生協会	7,237,039	7,236,267	0	7,236,267
11	調理師届出事務委託	一般社団法人 静岡県調理師協会	787,919	781,000	0	781,000
12	食品表示適正化・活用普及事業委託	公益社団法人 静岡県栄養士会	966,540	891,000	0	891,000



関 する 調

(令和5年5月31日現在)

契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
随契	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R4. 4. 13 R4. 7. 13 R4. 10. 13 R5. 1. 13 小計	円 30,754,342 18,514,881 27,372,948 17,520,681 94,162,852	「動物の愛護及び管理に関する法律」、「静岡県動物の愛護及び管理に関する条例」及び「狂犬病予防法」に関する動物愛護意識の普及啓発活動、愛護動物の虐待防止に関する指導及び措置、犬の登録及び予防注射の督促、犬の保護及び収容業務等を委託した。	〔衛生課〕 随契2号 (不適)
随契	R4. 5. 24 ～ R5. 3. 10	R4. 6. 22	683,000	巡回による生活衛生関係営業施設の構造設備及び衛生上の取扱いに関する改善指導並びに許可及び届出等の手続きに関する相談指導業務を委託した。	〔衛生課〕 随契1号 (少額)
一般	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R4. 5. 27 R4. 6. 24 R4. 7. 29 R4. 8. 26 R4. 9. 22 R4. 10. 28 R4. 11. 25 R4. 12. 23 R5. 1. 27 R5. 2. 24 R5. 3. 24 R5. 4. 24 小計	330,880 330,880 413,600 330,880 165,440 410,773 325,226 330,880 165,440 165,440 165,440 330,880 3,465,759	沼津動物保護管理所、富士動物保護管理所及び島田動物保護管理所で引き渡す引取手のない犬及び猫を動物管理指導センターに輸送し収容する業務並びに動物管理指導センターで引渡す空の猫用ゲージを沼津動物保護管理所、富士動物保護管理所及び島田動物保護管理所へ輸送する業務を委託した。	〔衛生課〕 単価契約
随契	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R4. 7. 29 R4. 10. 28 R5. 1. 27 R5. 4. 27 小計	1,113,750 1,113,750 1,113,750 1,113,750 4,455,000	犬・猫適正飼養等相談業務日程表に基づき、所有者の判明しない犬・猫に係る飼養相談を実施し、沼津動物保護管理所、富士動物保護管理所、島田動物保護管理所及び動物管理指導センターへ運搬、収容する業務を委託した。	〔衛生課〕 随契2号 (不適)
随契	R4. 9. 26 ～ R5. 3. 22	R4. 12. 22	2,110,000	温泉の保護と利用の適正化を図るため、県内温泉井の源泉実態を調査し、この結果を分析して温泉の状況と経年変化を把握する業務を委託した。	〔衛生課〕 随契2号 (不適)
随契	R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31	R4. 8. 26 R4. 11. 25 R5. 2. 24 R5. 5. 10 小計	220,968 251,009 131,868 101,321 705,166	「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、市町又は健康福祉センターから通報を受けて、道路、公園、広場、その他の公共の場所において、疾病若しくは負傷した動物を保護収容し、治療する業務を委託した。	〔衛生課〕 随契2号 (不適) 単価契約
随契	R4. 5. 23 ～ R5. 3. 15	R4. 6. 9	2,991,600	ポストコロナにおける、ホテル・旅館業での衛生水準確保とSDGsへの取組みのモデルケースの検討、ガイドブックの作成、事業者向け説明会等を行う事業を静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合に委託した。	〔衛生課〕 随契2号 (不適)
随契	R4. 5. 17 ～ R5. 3. 15	R4. 5. 31	2,999,700	ポストコロナにおける飲食店での衛生水準確保とSDGsへの取組みのモデルケースの検討、ガイドブックの作成、営業者向け研修会等を行う業務を静岡県飲食業生活衛生同業組合に委託した。	〔衛生課〕 随契2号 (不適)
随契	R4. 10. 11 ～ R5. 3. 24	R5. 4. 14	198,000	就業調理師の資質向上を図るため、食品衛生、食文化概論、生活習慣病予防のための基礎知識と調理法等を学ぶ研修事務開催業務を委託した。	〔衛生課〕 随契1号 (少額)
随契	R4. 4. 21 ～ R5. 3. 10	R4. 5. 31 R5. 3. 24 小計	6,400,000 836,267 7,236,267	営業者による自主衛生管理を推進するため、食品衛生推進員による食品衛生知識の普及啓発、食品衛生講座、HACCP責任者養成研修会、国際化対応食品表示対策推進講習会等の開催等を委託した。	〔衛生課〕 随契2号 (不適)
随契	R4. 12. 1 ～ R5. 3. 20	R5. 4. 10	781,000	調理師業務従事者届受付事務や内容審査及び修正に係る事務及び保健所別の受理件数の集計事務等を委託した。	〔衛生課〕 随契1号 (少額)
随契	R4. 5. 20 ～ R5. 2. 28	R5. 3. 30 小計	600,000 291,000 891,000	事業者が新しい食品表示に対応できるよう支援し、県民が食品表示制度の理解を深めることができるよう、講習会の開催及びリーフレットの作成等を委託した。	〔衛生課〕 随契1号 (少額)

## 委 託 料 に

整理 番号	委託業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額		
				当初額	変更増減額	計
13	静岡県保有ワクチン類供給業務委託	株式会社 スズケン静岡支店	管理手数料 660,000	管理手数料 660,000	管理手数料 0	管理手数料 660,000
			供給手数料 3回×@12,000	供給手数料 3回×@12,000	供給手数料 -1回×@12,000	供給手数料 2回×@12,000
14	薬物乱用防止対策事業 (薬学講座) 業務委託	公益社団法人 静岡県薬剤師会	3,604,949	3,590,000	0	3,590,000
15	かかりつけ薬剤師・薬局普及促進事業委託	公益社団法人 静岡県薬剤師会	9,000,000	8,950,000	0	8,950,000
16	外部精度管理調査業務委託	一般財団法人 食品薬品安全センター - 秦野研究所	577,500	577,500	0	577,500
17	献血思想定着推進事業業務委託	静岡県赤十字血液センター	1,415,700	1,415,700	0	1,415,700
18	登録販売者試験運営等業務委託	日本通信紙株式会社 名古屋支店	6,301,167	5,885,000	0	5,885,000
19	登録販売者試験会場設営業務委託	株式会社望月商事	1,792,897	1,243,000	0	1,243,000
20	医薬品等専用ネットワークの回線使用に係る保守業務委託	ユニアデックス株式会社	223,146	223,146	0	223,146
21	静岡県大麻乱用防止対策Web動画広告活用情報発信事業業務委託	株式会社エイエイピー静岡支店	1,845,923	1,486,760	0	1,486,760
	事務関係 計	21件				
	工事関係 計	0件				
	合 計	21件				

関 する 調

(令和5年5月31日現在)

契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
随契	R4. 4. 1 ～ R7. 3. 31	R5. 5. 29	(0) 220,000	緊急治療時における迅速な供給のために、ワクチン類の常時保管業務を委託した。	[薬事課] 随契1号 (少額) 供給手数料は 単価契約 R4長期
随契	R4. 4. 11 ～ R5. 3. 17	R5. 4. 17	3,590,000	小学生、中学生及び高校生に対する医薬品の正しい知識の普及を図るとともに、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用の違法性や弊害に関する普及啓発業務の実施を委託した。	[薬事課] 随契2号 (不適)
随契	R4. 4. 20 ～ R5. 2. 28	R5. 4. 7	8,950,000	かかりつけ薬剤師・薬局の普及を促進するため、薬局と医療機関との連携モデル事業、在宅業務に関する研修、薬局のかかりつけ機能に関する県民への周知等の業務を委託した。	[薬事課] 随契2号 (不適)
随契	R4. 5. 27 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 14	577,500	県が設置する食品衛生検査施設での信頼性の高い検査結果確保のため、保健所、食肉衛生検査所及び環境衛生科学研究所を対象とした理化学検査及び微生物検査結果の収集、分析等精度管理調査業務を委託した。	[薬事課] 随契1号 (少額)
随契	R4. 6. 2 ～ R5. 3. 3	R5. 3. 24	1,415,700	若年層への献血意識の普及啓発を図るため、大学生等献血ボランティアの育成、献血セミナーの開催等の業務を委託した。	[薬事課] 随契2号 (不適)
一般	R4. 7. 7 ～ R4. 10. 31	R4. 11. 30	5,885,000	登録販売者試験の試験事前準備業務、試験当日実施運営業務及び採点業務等を委託した。	[薬事課]
一般	R4. 8. 12 ～ R4. 9. 30	R4. 10. 21	1,243,000	登録販売者試験会場での会場設営及び撤去業務を委託した。	[薬事課]
随契	R4. 9. 1 ～ R8. 9. 30	R4. 11. 4 R4. 11. 30 R4. 12. 27 R5. 1. 31 R5. 2. 28 R5. 3. 31 R5. 4. 28 小計	(0) 4,554 4,554 4,554 4,554 4,554 4,554 4,554 31,878	厚生労働省が整備している医薬品等専用ネットワークに接続するための回線使用に係る保守業務を委託した。	[薬事課] 随契2号 (不適) R4長期
一般	R4. 9. 16 ～ R5. 3. 31	R5. 4. 17	1,486,760	YouTube、TVerのWeb動画広告を活用し、大麻乱用啓発動画の情報発信を委託した。	[薬事課]
			144,079,182		
			0		
			144,079,182		

## 補 助 金

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績
1	動物愛護普及推進事業費補助金	一般社団法人 静岡県動物保護協会	動物愛護普及推進事業費補助金交付要綱	動物の愛護及び適正な管理を図るために実施した動物愛護思想の普及啓発事業、動物保護管理指導員活動事業及び動物愛護相談事業等に対し助成した。
2	生活衛生関係営業衛生確保等指導費助成	公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター	生活衛生関係営業衛生確保等指導費補助金交付要綱	生活衛生関係営業の近代化及び合理化の推進並びに衛生水準の向上を図るため、生活衛生関係営業の健全な経営の育成指導に必要な経営指導員の設置、営業相談室の運営、生活衛生関係営業経営改善資金融資指導事業等に対し助成した。
3	生活衛生関係営業対策事業費助成	公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター	生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱	生活衛生関係営業の振興を図るため、サービス向上事業、人材育成事業、効果検証・公表事業等に対し助成した。
4	第70回東海北陸理容競技大会開催事業費補助金	静岡県理容生活衛生同業組合	第70回東海北陸理容競技大会開催事業費補助金交付要綱	理容業界の振興及び健全な発展並びに生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図るため、第70回東海北陸理容競技大会の開催に対し助成した。
5	公衆衛生活動事業費補助金	静岡県温泉協会	公衆衛生活動事業費補助金交付要綱	公衆衛生活動の促進と衛生思想の普及・啓発を図るため、温泉管理講習会の開催や温泉協会報の発刊等に対し助成した。
6	公衆衛生活動事業費補助金	公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター	公衆衛生活動事業費補助金交付要綱	生活衛生関係営業の経営の健全化と衛生水準の維持向上を図り、生活衛生行政の推進に資するために実施した日本政策金融公庫融資制度普及、研修事業、広報事業等に対し助成した。
7	公衆浴場設備改善助成費補助金	熱海市 外1件	公衆浴場設備改善助成費補助金交付要綱	公衆浴場の設備改善を促進し、公衆衛生の向上を図るため、浴場業者が行う湯沸かし設備、建物及び衛生設備の改善工事に要する経費を助成した市町に対し助成した。
8	一般公衆浴場物価高騰対策支援金	□□□□ 外9件	一般公衆浴場物価高騰対策支援金交付要綱	原油高騰の影響を受ける一般公衆浴場の事業継続を支援するため、支援金を給付した。
9	ふじのくに健康料理研究事業費補助金	一般社団法人 静岡県調理師協会	ふじのくに健康料理研究事業費補助金交付要綱	県民の食と健康に対する意識の高揚及び食生活の改善と健康増進の推進を図るため、健康料理の研究開発及び普及啓発に関する事業に対し助成した。
10	高齢者医薬品等安全使用推進事業費補助金	公益社団法人 静岡県薬剤師会	高齢者医薬品等安全使用推進事業費補助金交付要綱	医薬品等の適正な使用を図るため、高齢者及びその家族等を対象に正確な医薬品等の情報の提供並びにこれらに関する相談事業等に対し助成した。
11	公衆衛生活動事業費補助金	一般社団法人 静岡県薬事振興会	公衆衛生活動事業費補助金交付要綱	薬事衛生思想の普及及び薬に関する正しい知識の啓発事業に対し助成した。
12	鈴木梅太郎博士顕彰会事業費補助金	一般社団法人 鈴木梅太郎博士顕彰会	鈴木梅太郎博士顕彰会事業費補助金交付要綱	科学技術の振興を図るため、県内の中・高校生を対象に科学研究に優秀な成果をあげた者に「鈴木賞」を授与する事業に対し助成した。
13	ファルマバレーセンター事業費補助金	公益財団法人 ふじのくに医療城下町推進機構	ファルマバレープロジェクト推進事業費補助金交付要綱	先進医薬の普及促進を図るため、ファルマバレーセンターが行う静岡県治験ネットワークによる治験を推進するための事業に対し助成した。
合 計		23件		

(注) 国庫補助金に係るものについては、国の交付決定日を「摘要」欄に記載した。

# 支 出 調

(令和4年度)  
(令和5年5月31日現在)

総事業費	補助金額	補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要
			年月日	金額	年月日	金額	年月日	確認年月日	
円 9,552,306	円 4,440,000	定額	R4. 4.27	円 4,440,000	R4. 5.27 R5. 5.12	円 3,105,000 1,335,000	R5. 3.31	R5. 3.31 (R5. 4.13)	[衛生課]
22,981,000	22,981,000	国 1/2 県 1/2	R4.11.1	22,981,000	R4.11.21 R5. 3.15 R4. 4.20	18,150,000 3,931,000 900,000	R5. 3.31	R5. 3.31 (R5. 4. 3)	[衛生課] 国交付決定 日 R4.10. 24
11,000,000	11,000,000	定額	R4. 5. 2	11,000,000	R4. 6.15 R4.10.17 R5. 4.20	3,000,000 4,700,000 3,300,000	R5. 3.31	R5. 3.31 (R5. 4. 3)	[衛生課]
500,000	500,000	定額	R4. 4.26	500,000	R4. 8. 5	500,000	R4. 7.12	R4. 7.12 (R4. 7.19)	[衛生課]
580,000	290,000	1/2を基準として 県定額	R4. 4.26	290,000	R4. 6. 1	290,000	R5. 3.31	R5. 3.31 (R5. 4. 5)	[衛生課]
980,000	490,000	1/2を基準として 県定額	R4. 5. 2	490,000	R4. 6. 15	490,000	R5. 3.31	R5. 3.31 (R5. 4. 3)	[衛生課]
907,000	337,000	1/4 かつ 市町補助の 1/2 以内	R4. 9. 1 R4.11.14	151,000 186,000	R5. 1.20 R5. 4.14	151,000 186,000	R4. 6. 7 R5. 3.17	R4.12.26 R5. 3.28	[衛生課]
1,200,000	1,180,000	定額	R5.2.3 R5.2.3 R5.2.3 R5.2.7 R5.2.6 R5.2.14 R5.2.17 R5.2.17 R5.2.24 R5.3.1	100,000 100,000 100,000 100,000 160,000 100,000 100,000 100,000 160,000 160,000	R5.2.16 R5.2.16 R5.2.16 R5.2.20 R5.2.17 R5.2.24 R5.3.2 R5.3.2 R5.3.9 R5.3.14	100,000 100,000 100,000 100,000 160,000 100,000 100,000 100,000 160,000 160,000	R5.1.26 R5.1.27 R5.1.30 R5.2.1 R5.2.2 R5.2.6 R5.2.9 R5.2.13 R5.2.17 R5.2.24	R5.1.26 R5.1.27 R5.1.30 R5.2.1 R5.2.2 R5.2.6 R5.2.9 R5.2.13 R5.2.17 R5.2.24	[衛生課]
1,233,550	410,000	県1/3以内 定額	R4.10. 3	410,000	R5. 4.14	410,000	R5. 3.16	R5. 3.16	[衛生課]
6,955,356	1,944,000	県1/3以内 定額	R4. 5. 1	1,944,000	R5. 5.26	1,944,000	R5. 3.31	R5. 3.31 (R5. 4.12)	[薬事課]
1,790,881	590,000	県1/2以内 定額	R4. 4.28	590,000	R5. 5.15	590,000	R5. 3.31	R5. 3.31 (R5. 4.12)	[薬事課]
1,151,706	290,000	県定額	R4. 4.28	290,000	R5. 3.31	290,000	R5. 2.28	R5. 3.13	[薬事課]
25,426,527	25,426,527	県定額	R4. 4. 8 R5. 1.11 R5. 3.2	31,000,000 △ 3,430,000 △ 689,000	R4. 4.15 R4. 9.30 R5. 1.31 R5. 3.31 R5. 5.31	12,055,000 9,645,000 5,870,000 △ 689,000 △ 1,454,473	R5. 3.31	R5. 3.31 (R5. 5.10)	[薬事課]
84,258,326	69,878,527			71,333,000		69,878,527			

□□□□□□

## 負担金支出調

(令和4年度)

(令和5年5月31日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	全国市場食品衛生検査所協議会負担金	全国市場食品衛生検査所協議会	全国市場食品衛生検査所協議会会則	卸売市場における食品衛生の発展と向上を図る。	円 25,000	R4. 6. 30
2	全国環境衛生・廃棄物関係課長会会費	全国環境衛生・廃棄物関係課長会	全国環境衛生・廃棄物関係課長会会則	都道府県の環境衛生行政に係る連絡調整及び情報交換を図る。	6,300	R4. 11. 25
3	全国薬務主管課長協議会運営会費	全国薬務主管課長協議会	全国薬務主管課長協議会規約	都道府県の薬務行政に係る連絡調整及び情報交換を図る。	10,000	R4. 8. 10
4	第55回日本薬剤師学会大会参加登録費(負担金)	第55回日本薬剤師学会大会参加登録事務局東武トップツアーズ株式会社仙台支店	第55回日本薬剤師学会大会開催概要	薬剤師の現場における取組等について情報収集を図る。	20,000	R4. 8. 26
本庁執行 計		4件			61,300	
出先機関執行 計		4件			54,500	
計		8件			115,800	

( 余 白 )

□□□□□□

# 建 築 工

整理 番号	予 算 科 目	工 事 名	工 事 箇 所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当 初 額	変更増減額
1	薬務費	医薬品等専用ネット ワーク回線敷設 工事	富士市本市場 藤枝市瀬戸新屋	円 1, 113, 200	円 1, 113, 200	円 0
		合 計	1 件	1, 113, 200	1, 113, 200	0



# 事 調

(令和4年度)  
(令和5年5月31日現在)

額	契約締結方法	受注者	着手完成(予定)年月日	支出済額	工事概要	公有財産台帳	摘要
計							
円 1,113,200	随意契約	ユニアデックス(株)	R4. 8.31 R4. 9.30	円 1,113,200	医薬品等専用ネットワーク回線敷設工事	—	薬事課 最終支払年月日 R4.12.9 随契2号(不適)
1,113,200				1,113,200			

□□□□□□

## 公 有 財 産 調

(令和4年度)  
(令和5年3月31日現在)

[衛生課]

区 分	令和4年3月31日現在		増		減		令和5年3月31日現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
普通財産	/	千円 2,500	/	千円 0	/	千円 0	/	千円 2,500	
出資による権利	-	2,500	-	0	-	0	-	2,500	
公有財産に準ずるもの	/	75	/	0	/	0	/	75	
電話加入権	1	75	-	0	-	0	1	75	

[薬事課]

区 分	令和4年3月31日現在		増		減		令和5年3月31日現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
普通財産	/	千円 4,000	/	千円 0	/	千円 0	/	千円 4,000	
特許権等	1	-	-	-	-	-	1	-	
出資による権利	-	4,000	-	0	-	0	-	4,000	
公有財産に準ずるもの	/	75	/	0	/	0	/	75	
電話加入権	1	75	-	0	-	0	1	75	

□□□□□□

## 出 資 金 調

(令和4年度)

出資先 (代表者名)	所在地	資本金 又は基本財産 A	県 出 資 金 等				出資の 初年度	出資率 $\frac{B}{A}$	決算期	年 間 配当率	出 資 目 的
			前年度 末現在 額	当年度 増減額	当年度 末現在 額 B						
公益財団法人 静岡県生活衛生営業 指導センター (理事長 森川 進)	静岡市葵区 常磐町 3-3-9	千円 5,500	千円 2,500	千円 0	千円 2,500	年度 昭和56	% 45.5	月 3	%	生活衛生関係営業の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り併せて利用者の利益の擁護を図る。	
一般財団法人 静岡県生活科学検査 センター (理事長 石川 幸伸)	焼津市塩津 1-1	209,654	4,000	0	4,000	昭和47	1.9	3	0	環境衛生の向上を図るために必要な検査、調査、研究及び啓発を行う。	

□□□□□□□□□□

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

区分	事業名又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)							
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
債務負担 行為	医薬品医療機器申請・審査システム用機器の賃貸借	使用料及び賃借料 (契約日) 令和3年11月8日	2,259,400円		173,800円	521,400円	521,400円	521,400円	521,400円	521,400円	
	医薬品等の申請・相談オンライン化対応用機器の賃貸借	使用料及び賃借料 (契約日) 令和4年1月24日	1,482,250円		30,250円	363,000円	363,000円	363,000円	363,000円	363,000円	
長期継続 契約	医薬品医療機器申請・審査システム用機器の賃貸借	使用料及び賃借料 (契約日) 令和2年9月30日	1,636,800円	170,500円	409,200円	409,200円	409,200円	238,700円			
	医薬品等専用ネットワークの回線使用	専用回線使用料 (契約日) 令和3年9月16日	1,573,000円		847,000円	726,000円					
	静岡県保有ワクチン類供給業務委託契約	ワクチンの保管・供給業務料 (契約日) 令和4年4月1日	696,000円			232,000円	232,000円				
長期継続 契約	医薬品等専用ネットワークの回線使用	専用回線使用料 (契約日) 令和4年8月31日	2,745,600円			343,200円	686,400円	686,400円	686,400円	343,200円	
	医薬品等専用ネットワークの回線使用に係る保守業務委託	専用回線保守業務料 (契約日) 令和4年8月31日	223,146円			31,878円	54,648円	54,648円	54,648円	54,648円	27,324円

□□□□□□

## 備品・図書調

(令和4年度)  
(令和5年3月31日現在)

区 分	令和4年3月31日現在	増		減		令和5年3月31日現在
	数 量	数 量	購入価格	数 量	売却価格	数 量
1-4 収納保管庫類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
1-6 印字器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
1-10 印判類	8	( 0) 1	812,889	( 0) 3	0	6
2-1 情報処理機器類	19	( 0) 3	326,700	( 0) 1	0	21
2-2 情報伝達機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
3-1 撮影機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 1	0	0
3-3 視覚用再生等機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
3-4 媒体関連機器類	8	( 0) 0	0	( 0) 8	0	0
4-6 獣医用機器類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
5-6 環境化学機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 1	0	0
6-99 その他の諸機器類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
10-99 その他の教育用器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
50-1 図書	22	( 0) 0	0	( 0) 0	0	22
計	70	( 0) 4	1,139,589	( 0) 14	0	60

(注) 「増減数量」欄の( )は管理換え、分類換え及び区分換えの分(内書)である。

□□□□□□□□

## 主要備品調

(令和5年3月31日現在)

整理 番号	区分		品名	利用状況	購入年月	購入金額
	大・中	小				
1	04-06	その他の獣医用機器	動物輸送用保護室	年間90日使用 保護動物輸送用に使用	平成 6年 4月	円 1,483,200
2	01-04	移動書庫	移動書庫 手動モービルラック	常用 文書保管庫として使用	平成 9年 3月	834,300
3	01-10	刻印機	電動打抜機	随時 許可書発行時に使用	令和 5年 3月	812,889
4	01-04	移動書庫	移動書庫 単式固定棚R811EM	常用 文書保管庫として使用	昭和59年 4月	765,500
5	10-99	その他の教育用器具	「ダメ。ゼッタイ。君」着ぐるみ	随時 街頭キャンペーン時に使用	令和 1年 5月	729,000
6	01-06	その他の印字器具	打抜機	随時 許可書発行時に使用	平成12年 3月	680,000
7	01-04	移動書庫	固定4台移動3台上置7	常用 文書保管庫として使用	昭和45年12月	594,680
8	04-06	その他の獣医用機器	成犬輸送用ゲージ	年間90日使用 保護動物輸送用に使用	平成 6年 4月	515,000
9	02-01	パーソナルコンピュータ(一式)	ソニー バイオ PCG-733	常用 通常業務にて使用	平成15年11月	269,829
10	03-03	オーバーヘッドプロジェクタ	エプソン EMP-TW	常用 通常業務にて使用	平成16年 8月	233,688

□□□□□□

## 公務中の事故等に関する調

1 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故

該当なし

2 公務災害（通勤災害を含む。）

該当なし

3 公務中における交通事故

(1) 発生状況

区 分	件 数	事故の内訳		
		加害事故 (過失割合 50%超)	被害事故 (過失割合 50%以下)	その他 (過失割合が不 明なもの等)
令和元年度	0	—	—	—
令和2年度	0	—	—	—
令和3年度	0	—	—	—
令和4年度	0	—	—	—

(2) 監査対象期間中の事故

該当なし

4 その他

該当なし

□□□□□□

## 工事中の事故に関する調

### 1 工事中の事故発生状況

(令和5年3月31日 現在)

区分	第三者事故					工事等の関係者事故				もらい事故 (負傷者あり)	
	件数	死亡	重傷	軽傷	損害のみ	件数	死亡	重症	重症以外	件数	死傷
令和2年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人	0件	0人
令和3年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人	0件	0人
令和4年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人	0件	0人

### 2 工事中の事故の内容（前年度予備監査（工事技術）の翌日から本年度予備監査（工事技術）の当日までの期間内に発生したものを記載する）

該当なし

( 余 白 )